校勘家事蹟

一

H 20
394

校勘家事蹟

東京帝國大學圖書印

B 23475

000432800 1

校勘家傳統（全凡談）

井上蘭臺 ─ 井上金峨
- 吉田篁墩
- 多紀桂山

伊澤蘭軒

狩谷棭齋
- 澁江抽齋
- 森枳園

校勘家事讀

B 23475
0004832800

高知堂製

参考 楊守敬 日本訪書志

市野迷庵

墓在神田松永町二丁目市野三郎 (江戸 浅草町角 七二七)

章光。迷庵六世之祖。従伊勢白子至江戸 神田質商。

祖父字士曄。

父光紀。配香川氏。明和二年二月十日生迷庵。

迷庵。名光彦。字俊卿。号篔窓。後迷庵。

師黒澤狩仙。

文政九年八月十四日。右風疾卒。六十二。

光紀
- 光彦（配大崎氏、永田氏）
  - 光富（大崎氏出）
    - 光徳

光忠 高
別家

光雅
お二三女

市空ハ質商なるに名利を嫌ふ。読書指南、道徳経講精義の著あり。酒を嗜まずして酔客と称す。詩の「既酔以酒、既飽以徳」に取る。又勤王家なり。

棭斎ハ市空の友なり。市空ハ市空屋三右衛門、狩谷は津軽屋三右衛門、深川の喜多静廬の家根屋三右衛門を併せて三三右衛門と称す。静廬は儒にして子武清は画家なり。棭斎ハ和名鈔箋註、本朝度量考等の著あり。子三平夭折し、女たかは幕医伊澤榛軒の妻となる。此女才学ありて少納言と称せらる。五百はこれに交りて新少納言と呼ばる。

陸軍

市野迷庵書

録云、直指人心。見性成佛。
性者知覚生之謂性。飲食男女。尤切于人身。習者
一切善悪是也。仁義礼智信其最大者。亦仁亦
義亦礼亦智亦信亦不能無者。已有此性。則習
従附之而不離。深思應知性習之亦一也。今已見
此則成佛也。

文政五年壬午八月

迷庵

林下一人

僞混外書

瓦島王子境。林樹陰々。溪水淙々。禽魚翺翔游泳。皆能得其所。而杜鵑特為少矣。一年之中。春夏之交。報新声纔両三四耳。是則可憾矣。嘗聞平安山水秀麗之地。而杜鵑最少。江戸府朝繁華之叢。而杜鵑最多。是地氣之所使然耶。或者。杜鵑好嗽纖物。山水秀麗之地。其所以為乏也。其然。豈其然乎。

溪声常有轉輕雷。尋聽何妨午夢催。望帝応

憐鷲叙睡。一年終吟両三回

九鳥山樵 渓外

狩谷棭斎

下谷天龍寺　門脇ハ石屋ノモノラレクオリ所ん内左

墓碣銘　松崎慊堂撰　天保六年歿　六十一才

右中央ニアリ

大覚院心印道空居士

湯島狩谷三平懐之

安政三年丙辰七月廿日歿　五十三才

右碣銘ノ左並ヒテニアリ

智艶禅童女

涵池禅侠女

涵　明治八乙亥九月十二日
智　慶応二年丙寅十一月四日没
狩谷維之婦女
右大光院左並ビニアリ

狩谷累代之墓
明治三十三年一月建之
右涵翁ノ左ニアリ右向ナリ

卒塔婆
其鏡院佛心善首道居士　三右衛門カ　大正四年十七周忌　三右衛門昭和三年八
融光院雪心石白大姉　明治三十二年歿カ　大正四年七十八歿カ
容顔院心操貞照禅女　明治三年初七日

狩谷棭斎

名望之、字雲卿。三右衛門ト称ス。其先ハ三河苅谷ノ人。数
世ノ祖江戸ニ移リ狩谷ヲ氏トス。
古銭ヲ蒐ム。
六漢道人ハ漢鏡等六物ヲ蔵スルニ因ル。其一ハ漢字也。
天保六年閏七月四日歿ス。年六十一。墓所集覧作六十。
下谷天竜寺ニ葬ル。
本姓高橋氏。

狩谷棭斎

棭斎諱は望之。字は卿雲。其先三州刈谷の人。數世の祖始めて江戸に遷り。因て狩谷を氏とす。蓋刈狩国訓通ずるを以てなり。棭斎少き時律令の學に志す。謂く唐代の諸籍に渉らずば其根據を窮むる能はずと。乃ち六典唐律太平御覧通典等の諸書を採り。之を精研す。遂に上漢代に溯り。又進みて六経を修め恍然として發明する所あり。其終身漢学を崇奉する蓋し茲に基く。棭斎曽て市野迷菴と経義を談ず。迷菴曰何の主とする所ぞ。棭斎曰漢唐の注疏を主とす。迷菴曰非なり。宜く宋儒の経解に従事すべし。否ざれば則ち実用に

父 高敏
配 佐藤氏
望之 二十五歳従祖弟狩谷保古ノ嗣トナル。其三女ニ配ス
懐之 字少卿 三男
二女アリ
三右衛門
三郎 望之曾孫 小石川区宮下町七 日本貿易合資会社員
晩年成章ニ居ル。常関書院ト云ヒ實事求是書屋ト云フ。又蟫翁ト云フ。
閑之

適せずと。掖斉退きて宋儒の傳注を執り。鋭志鑽穴するもの凡そ二十餘月。謂く兩漢の經學最も師法を重んず。授受相傳確として淵源あり。六代より唐に逮る漸く龐雜に失すと雖とも。古法尚ほ蕩然に至らず。宋儒に至りては居然心を師として古へを蔑しろにす。究めて洙泗の正派に非ずと。即ち往てこれを迷菴に質す。縱横辨駁徴據明晰。是に於て迷菴帽然として心折け。遂に宿習を一掃し亦漢學に從ふ。掖斉又謂ふ。源順が和名類聚鈔は吾邦古書の宜く尤も寶重すべき所のもの。上天地より下草木に至るまで。源を窮め委を討ね。網羅して遺すことなし。独り當時據りて以て漢字を知るの

幸手屋製

みならず。後人亦之に因て古書を證す。且其引用の典籍皆隋唐間傳ふる所。故に逸する者據して以て約略を見るべし。存するものは照して以て僞謬を訂すべし。而して我邦の儒家概乎置て問はず。所謂國學者流に至りては亦唯國風語草を修むるに過ぎざるのみ。則ち何ぞ茲書にあらん。故を以て傳寫漸く失し紕繆轉甚だし。或は讀むべからざる所あるに至る。是に於て古鈔本若干通を採り得、乃ち參證校讎纂て疏繹を加へ。凡そ數稿を易て成る。箋注十巻を撰む。先儒度量を論ずるもの數十家。互ひに得失ありと雖ども究めて精覈ならず。因て本邦度量權衡考を

著はす。棭斎尤も小學に明かなり。箋注考を撰む。其他撰むところ、聖徳法王帝説注。日本靈異記考證。扶桑略記校譌。古京遺文若干巻し棭斎藏書に富む。而して唐鈔宋槧元刻晋唐の碑刻法帖、極めて得がたしとする所のもの亦多く兼ね儲ふ。毎に云ふ吾酉洞の富に誇るに非ず。誤本を化して善本と爲さんと欲するのみと。歴代の古泉貨幾百品。幼の時より之を委玩す。或は清閑興の適するに遇へば。牕間に攤列して之を品評す。或は謂ふ錢幣無益の玩びなりと。誰か識らん是に據て度量を徴し世代を稽へ風習を觀る。宛然として尚千載を友とするの

想ありとし棭斎又漢鏡。漢錢。王莽の威斗。中平の双魚。洗三目壺を藏す。因て六漢老人と號す。或は曰是五漢なり。其一何にか在る。翁笑て曰、身漢學を嗜む、乃ち亦漢時の物にあらずやと。天保乙未遽然として病に嬰り。漸々彌留す。閏七月四日を以て殁す。享年六十一。下谷天龍寺に葬る。棭斎本姓は高橋氏父諱高敏。妣は佐藤氏。年二十五出て從祖弟狩谷保古の嗣となり。配するに第三女を以てす。一男一女を育す。男は懐之と名く字は少卿。風度氣象。能く父に肖たりし棭斎年四十餘。謂て曰、兒已に長じ能く家を治む。我將に休せんとすと。遂に淺草に卜築して

以て居る。扁して常関書院と云ふ。其室に署して実事求是書屋と云ふ。又蟫翁と號す。皆其志を表するなり。棭斎の書を嗜む天性に出づ。少より老に至るまで孳々矻々一日の如し。毎に生徒を誡めて曰。凡そ学業必ず青年に在り。譬へば冬春に力耕して夏秋の獲あるが如し。苟も初に懈りて中晩の成を期す豈に是理あらんやと。尤も交誼に篤し。傾蓋半面の識と雖ども其遺之を知れば輙ち之を賻賵す。松崎慊堂曰。余世に交はる媿る廣し。翁の如き多く見ず。亦一世の人傑なる哉と。

桜所子曰。松崎慊堂曰。棭斎聰慧絶倫。發言簡妙咸肯綮に中たる。心窃かに其人たるを異とす。既にして其学ぶ所を問へば。則ち該[redacted]覧博綜書に於て窺はざる所なし。是より以来交誼漸く深く彼此往来。或は経義を詰難し或は古今を商権し。反覆推究日夕を連ねて休まざるものあり。益す涯涘の究りなきを知る。後偕に上国に遊ぶ。棭斎是より先屡古へを訪ふの遊を為す。凡そ名刹旧家珠囊玉笈の秘。及び金石卣彝の属苟くも考古徵文に足るもの。目撃して諳識せざるはなし。故を以て余も亦遍く未だ見ざる所を見未だ聞かざる所を聞くことを得たり。嗟乎余棭斎

と周旋三十年。其識趣或は異なりと雖ども。談藝の一事に於て犁然相合ふ。符契を執り琴瑟を調ぶるが若し何ぞ奇ならずや」と。慊堂當時の大家にして其掖斎を稱すること此の如く。亦市野迷菴をして宋學をすてゝ漢唐を學ばしむるに至る。掖斎が考古の學當時の學風を一革するの端を發きたるものと謂ふべし。其學識亦一世に傑出するに非ずんば。奚ぞ能く此の如くなるを得んや。且その生徒を戒むる言に曰く學業必ず青年に在り云々の言の如きは。眞に少年學に志す人の規箴となすべきの金言たり。宜しくくこれを紳に書して忘失することなかるべし

12 幸手屋製

冬春の力耕を力めて夏秋の収獲多きを期せよ。

以上 櫻所、千河岸貫一氏編撰
續近世百傑傳に據る

狩谷棭斎公羽（安永四年乙未生 天保六年乙未死）は一世の大家にして其交友の多かりし事は今更ら云ふ迄もなき事なるが。交友の中には醫者も亦少なからず。婿伊澤栢軒（通稱磐安。初め福山藩医 後幕府へ召出さる）を初めとして。多紀廣壽院。多紀樂眞院。辻元意春院。澁江抽斎。伊澤蘭軒。森枳園。伊澤榛軒など其の錚々者なりき。翁葬送の日。是れ等無慮百名の医師皆棺の後に従ひ。圓頭相連りけるにぞ。奇を好む兒童は冬瓜船着けりと評し合へりしが。豫て公羽の家に召仕はるゝ老婆は此の状況（ありさま）を見て。且つ嘆じ。且つ怒りて噫あゝアレホド御医者様が揃って居ながら。内の先生さ

12 幸手屋製

殺すとは何事ぞ」と呟き。跡に残れる合壌とかいふ乃ち伊澤柏軒の事なり博識なるを以て人呼で小納言と称すをして返し答に差支へしめたりとぞ。

故岸上質軒編纂内外古今逸話文庫」より

抄出す

将谷梳窓

実家高橋氏の墓浅草源空寺

一

乗誉正宅信士　延宝九年十二月十二日

法誉清光信女　延宝七年二月九日

泰了院重囮誉蓮空清香□□　寛政三年十二月三日

右一基中央ニ佛像ノ浮彫アリ

二

冬雲院清誉浄照信女　宝暦十三年癸未十月廿九日

泰樹院松誉貞操大姉　文化九年壬申六月廿一日

右一基

三

寒光童女　延宝三年卯十二月三日
此外一童三童女ノ名アリ赤ニ
阿雲院随風自放信女　文化九年壬申六月廿一日
此阿雲院ノ命日ト上ノ寿樹院ノ命日ト同じ
キハ故アリゲナリ　右一基

四

照誉秋月信女　元禄十一寅九月十日
右ニ俗名石河曰女宗吉
此ニ二信女ノ名アリ
右一基
以上四基ハ墓地ノ西北ニアリ

五

慈風院泰誉貞安大姉　天保五年五月三日
右一基

六

四台院孝誉信寿大姉　天保六未年九月廿三日
右一基
末ノ二基ハ寺門ニ近キ墓地ノ西南ニアリ
此寺ニ幡随院長兵衛、英一蝶ノ墓アリト云

極候 雲峯翁作と申まへ 右ハ兎角古劔に跡く有之
者ハ 此書の上 先代住 既ニ 古来遠文 仁定石の系 其余
敬 西原 経七日之久 精楷一本 要ヲ以 摩 遠文 文政
元年ニ序して 西林と邑輔を校へ 寺字と番遇存 些ハ書く 西迦を証せられ
アしい 物好古小日隊と 慎得を精書写 大分詳細に家
い写を申し候 又 明治三十五年秋 足利鉄也氏ニ新寺
日本へ 鐸石の「堂中の学者」 拙斎能水 才四十全人 ニ 拙斎の経を写
遠けれアしい える 西迦連なる写と推察 後石 稲川集
此検討著し 中お主二之 此語いかにも 記ニ此蔵知
るを 意が 一蔵得 学者ニ一世 世井垂風完 詳しる 一き笑
と如之 大田全斎 所蔵本此ニ 出る 拙斎の人と 由生紀

おなじ定め破損して今は劔すたれり
○好古日録 永仁古文孝経の条ニ
楨亩曰 寛政二年京師書肆竹苞楼ニテ観
○同 春秋古経
〃〃〃 寛政二年山田以文ノ家ニテ観ル 押小路大史ノ家蔵之
○好古小録 鴨毛屏風の条ニ
〃〃 云 寛政九年三月観
○同 薬師寺魚養大般若経
〃〃〃 文政二年四月観
○同 大安寺縁起
○同 志貴山毘沙門縁起

○同 来迎寺古画十界図
〃〃〃 文政二年四月観
○同 覚猷勝画
〃〃〃 文政二年四月京師ノ高家ニテ観
○同 弘忍筆
〃〃〃 京寺町十念寺にて文政二年五月観
○同 法隆寺上宮太子画像
〃〃〃 文政四年六月観
○同 播法隆寺勅叙書
〃〃〃 文政四年六月廿五日法隆寺西円堂ニテ観
○同 弘法大師請詞

ゝゝゝ文政四年七月観
的確なる往昔の日時に不明なる一生幽居と西遊略など
りし梅翁にて御座候 尚追つて申上候 草々

丙辰九月廿四日

三村清三郎

森鴎外様

御願申上候 因て申候 此書は御覧の如く 此序は延同
候 太田全斎と申候 蟹養斎に未だ 太田方擺男
南畝男信助畝男三平刷とありて 四史大系覆刻の際同人なり 三平此記
世之助に候 殺年と相見え 家本は君し 墨本は別にありて
此序は此者により候 西訛睹を示し来年
相の新方名は此云承知せられ候 併し論語義疏と集
解とを比して義疏を皇侃之集解とは何晏之 撥翁一
派と刻は論語二種には 一は寛政三年四月 皇撥之聖玲
版論語孫昊四冊 一は御代米庵の正本寛刻申候 文
化十年十月札記を附し 同十三年二月撥翁の序を添へ
申上候へ通りこの方の論語は 撥翁隠居の年は定め
めでたく候 これは何か訪ね 名義を改めかなるべく 新

極めて筈の帝国大学院にはこれ以前あらゆるものゝ書儀論証ありと
非常なる美男子におはし津軽氏の女なる侯爵夫人と結ばれ息子とあらし
ならしは津軽家に為め書伝を物語に書き成らしく招待いたし候
至る者の如何にし妓女の粉本云々を見津軽家の工合よろしく
くれ候はゝよりも一年余り松田氏を読み石清寺の四方を物し
書家に出でまで居りても此家の為に尊ぶ所あり書論し難きも時に
程よく出来ずもかく迄御承諾の御作の存念あるや儀之の序
設けて名を清書あるものにて一生其[redacted]乃ての仕候元来候者
のみならず松田氏に置き様子を見て不揮毫を乞ふて物語を
投書を見たく私共は如何にも人を附けて確と研究致し候
一生時代の時代に随分妙なる件の現はれ却て其学問と人々
と疑ふことも可有之候はゞ蚕山の事に付いて御申越一生涯論を

御手数ながら云ふ可く奉露料其家に遣其れ郵便にて送付
仕山中信夫氏田舎の方へその論證をよろしくのこらずあるまじく
唯此方の様子を御知らせ被下候此の稿を其御手配にて何も此色
まで一件国の方は一生此儀まで此論ではよろしくと存じ此方は
様子に御座候於ても此の故事実にみな宗と存じ様相
御座候ひはあまり無き繁年の一生此様子よろしく御座候共に御申
上げへくは私ひとつ申上げ候御座く御通知なし候御取計
の御配慮至急御取計らひその御今御様子よろしく御申し
御ことよろしく御申越し御様子に御座候御坐候
御返事此度までにて何卒よろしく御願

十月初三

三好清三郎

泰路翁様

お後
全篇とも此度御出来て翻刻漢呉音図に家君わざと作し
御由緒御座候て音韻の学也つらしく書ハ此書にておさめ候
御しらせ候墨本之認候すゝ候私十年程伊勢に罷在候由
拙者ゝ殁日文窓の小池と古の住所を一日不忘其翁の殁日如何
此方ゝ序を墓を一日不忘 口上書 と認候へ 近比扇松堂とて
世話仰ゝ墓の石を被成候處伊沢と殁年月日速ニ申来
ゝ承知候ニ御座候ニまて宛ニて御頼ニて御座候 何分宜く此
方あれ書ゝ序にて業拝ひきうし候羅山ゝ奥書を集めし如
書名 遺忘 求め難く候しく候あとにて扨ゝ漢呉音図ゝ後世に
ことを知らし候
一切経音義これも也つらしくて存知不申候書物にて御座候 誠ニ不存

此書籍目録を見候て [illegible] 和刻ニ有

一切経音義　廿六　玄応

一切経音義　五十　慧琳

同　音義　四　希麟

[illegible]の書 [illegible] 見候 [illegible]

以清人荘炘録均孫星衍同校本 世多人 [illegible] 人対校 [illegible]

殆比雖宋元本 [illegible] 慧琳 [illegible] 之

右玄応音義 [illegible] 全 [illegible] 本一也 但 [illegible]

[illegible] 刻 [illegible] 且 [illegible] 佳 [illegible] 之手

校 [illegible] 今 [illegible] 旧 [illegible] 本 [illegible] 之云

天延二年 [illegible] 昭 [illegible] 作 [illegible] 方 [illegible] 季四 [illegible] 之

[illegible] 百 [illegible] 何人 [illegible] 酒竹

[illegible] 大分 [illegible] 一生 [illegible]

友人 [illegible] 大分 [illegible]

十一未 [illegible] 内の一 [illegible]（林君 [illegible]）

[illegible] 一生 [illegible]

[illegible]

[illegible] 宗 [illegible]

校不 [illegible]

大 [illegible]

て [illegible]

露伴 [illegible] 様

三 [illegible]

壬辰　十月 [illegible]

一切経音義　和刻　全八冊

美濃紙刷　十行

唐大慈恩寺翻経沙門玄應撰

鼇頭ニ棭齋ノ手校アリ

此書渋江氏ニ移リ後ニ森氏ノ文庫ニ帰シタルモノ、如シ即チ

弘前醫官澀江氏藏書記

森氏

ノ印アリ

棭齋校訂ノ年月未詳甚ダ遺憾トナス

濱野知三郎

一切経音義第八巻末識語如左

以清人莊炘錢坫孫星衍同校本與友人棠擔人對校畢
欲比讎宋藏本及慧琳所引本不知果此念否
狩谷望之

右玄應音義捌冊余素藏者与此本一也但余藏
本毎巻末有未刻黒處且紙佳搨鮮此本雖
劣有狩谷望之手校故今賣舊藏本而新購
淂之云萬延二年歲次昭陽作諤方鄒季四
森養真約之書

元孝

元直 孟良

向柳原

同元礼 爽 善 又 泥翁、

寶幢院晴雲慶峯居士

晴之助

元昕 兆熙 安良

一日 暁湖

後杉本氏耶 遠

戊松大

宇子虎 捷山

安宣

養子安盈

元佶 崇辺

安洲 桂隆

△鶴郎

安琢 元璞、養春院 雲從

晴之助

△赤坂區青山南町四丁目二十番地

千葉縣長生郡從元村云又、後郷地上於江町安部大儀方、大正六年十二月

濱野知三郎

十行 光榮堂製

矢之倉多紀後裔
嘖之助嗣子保之助
北豊嶋郡巣鴨町折戸千零一番地

濱野知三郎

二

十行 光榮堂製

濱野知三郎

の元孝五池

元直 盈臣

向柳原

元亮 喜 又沢翁、

元昕 兆恕 安良 曉湖

矢之倉多紀後裔

晴之助嗣子保之助

北豊嶋郡巣鴨町折戸千零一番地

戊松大 字子茂 樺山

安宣

養安安吾

元佑 崇辺

安琢 元琰 養春院

晴之助

安洲桂陰 鶴郎

△赤坂區青山南町四丁目二十番地

千葉縣夷隅郡総元村字又、後……江町安……

元孝王
元直 盈良

多紀簡、廉夫、桂山
安長、城東寺
文化七年十二月二日歿 年五十七

元胤 奕禧 又紹翁、柳沜
柳原

之堅 本石町
藍庭 安叔

配 葉山氏 安良、安元

安政四年一月十四日

安琢 元琰、養春院

晴之助

千葉縣夷隅郡総元村大字、…後城下松江町安部大蔵方、六六年十二月十日歿、嗣子保之助

△ 赤坂区青山南町四丁目二十番地

元昕 兆熙 安良 暁湖

伯元 名穫

錡

洽

戊松夫 字子流

安宣 安常

元佶 崇辺

安洲 桂蔭 △龍郎

濱野知三郎

十行 光榮堂製

〇多紀柳沜ハ桂山ノ三男にして侍医なり。名は元胤。
茝庭の兄。文政十年六月三日歿。年三十九。
〇多紀暁湖、名は元昕。元胤の侍医なり。安政四年
十月八日歿。年五十二。
〇多紀茝庭 楽真院 ―― 安琢 養春院、
安政四年二月十四日歿 保師幸之、
年六十三 茝庭養子実元佶
諱古志跋 作楽春院、恐非、 弟元寿幸連歿、

棟色堂白 蕉葭居士より醫家多紀茝庭
茝子学びしといふ湯翁ぢて柳沜
文叢(元胤ノ文集)の写本二冊前目次有
これは所刊行されしものなりや何ならぬ又同
家より櫟蔭先生遺説といふものと同
く写本で所刊行されし同時還読我書二冊(多紀
元堅叙とあり)と同時還読我書続録二冊と
を一見致したるに此の永叙とかれては茝庭と
は遠ひかれや何卒御示しのちうろう御教示
下され度候やなにとぞ
右の同時還読我書の中には伊澤蘭軒
良安父子の話など諸見えてなら一寸

多紀元胤、同元堅、
大正五年十一月八日 加藤雄吉

事蹟の資とするに足るなり 此等は凡
当らぬやうなれど、
伊澤愷甫壯年ノ時崎奥ニ遊テ清商
劉雲臺ニ晤シテ云々、〻〻〻
右のやうなものども多かりし
柳沂文稾の附録に迂叢雑存といふもの
のうち、隠岸雑記といへる中に又伊澤愷
甫云々といふ一章見えたり、一昨日又
蕗務の一章も見えて（此文稾の中には
先年来小子が讀みかけたる曾台春に與
ふる書二篇あり、小子偶の為めには
大に益を得たり）

○醫学館講書、令市醫参聴、始于天保十四年癸卯
十月、十一月任講師九人、自此至慶応三年、經二十
三年、任講師者二十一人、中有非醫者一人、其他如海
保元備与其子儒而為講師、

○嘉永元年戊申十月
醫学館留守彫刻所掛手傳被仰附

伊澤磐安 嘉永五年十二月任講師、
堀川舟庵 名済、嘉永六年二月任講師
森養竹 安政元年正月任講師

堀川舟庵初仕黒田豊前守、後辞仕、至嘉永元年、事幕府、

小嶋宝素

芝三田貞林寺　一ノ橋ヨリ近シ
一 雲峰院実誉源心
二 祐泉院玄誉光岳道圓
三 深廣院頓誉本空無涯
以上見當ラズ
四 光学院深誉春庵涼心
宝暦七丁丑年七月廿七日
五 真立院一誉春栄義空居士　由緒書作儀
宝暦九己卯五月四日
迎昌院殿還誉圓明寿栄貞峰大姉 天明三癸卯年八月廿七日

六 大梁院義誉春察無宣居士 由緒書作儀

安永二癸巳年三月二十九日

七 楽邦院安誉馨岳泰山居士

享和三年癸亥五月三日

諦真院殿性誉容顔栄壽大姉

文政二年己卯七月廿九日

八 顕光院満誉円明春庵法眼

右門ヲ入リ左ノ方堂宇ノ背後ニアリ

嘉永元年戊申十二月七日

尚彼カ由緒書作 嘉永二年四月二十九日

九 登香院最誉義天春圻居士

安政四年丁巳閏五月八日

尚真カ由緒書代安政四年十二月八日

栄壽院香誉誠室明鏡大姉

明治三十一年戊戌二月五日

栄壽院ハ有馬家女中ニテ此夫妻ノ墓ハ有

馬家ニテ建ツト云

右門ヲ入リテ右ニアリ

十 春澳宗綱 同

重秀寺氷川明神附近ニ葬リシナラント[illegible]寺

住職云フ

麻布重秀寺

四ノ橋ヨリ田嶋町ヲ南ヘ四丁当リ東ニ折レ右側

氷川神社ノ東隣ナリ石級数十アリ本堂ノ東南ニ
隣ニ貞林寺借地アリ

小嶋尚絅之墓

二尺高サノ石ニ此六字刻シアリ

小嶋宝素

福井榕亭ヲ訪フコヲ記シテ
「今秋奉敬西上、公暇相尋訪」ト云ヒ末ニ
「壬申九月廿八日」ト記シテアル

向井完太郎ノ日本博物年表（丸善）ニ
天保十三年壬寅ノ條
「今年一品准后親王舜仁宗師ニ朝覲ノ時陪従ノ
医師小嶋質」云々トアリ

成齋小嶋先生遺墨跋

此先師成齋小嶋先生之遺墨也。先師諱知足。字子節。成齋其號。又号夏丘山人。晩号風翁。備後元福山藩士。少時從市河寛齋學詩。又從其子米庵。受米家把筆之法。後泊棄去不顧。專講許氏說文之學。得谷棭齋當時耆宿也。先師慕其學。就而質疑請益。其学益進。又以善書聞。而最究力律令。松崎慊堂翁歎賞其書。爲請侍筆備。筆力勁潤。有晉唐之風。嘉永中閣老奉台命復書魯西亜國。

召先師書之。書畢。稱旨。稱賜時服一襲。名声益振。所著有五經文字疏證。說文段注補正。急就章文字考。干祿字書辨證。讀令札記。讀律私記等若干種。文久二年十月十八日病歿。年六十七。葬于江戸駒込龍長元寺。包之自幼從先師受書法。先師教人。指授懇到。竭其兩端而止。是以受業者日益進。皆能有所成就焉。包之侍先師有年。今以其法授徒。而先師捐世既二十九年矣。方今文運隆興。慕先師之書者日益多。於是与二三友人謀。於江東井生村樓。欲設追善會。友人内田義脩藏先師所書八體詩。乃上諸石版。以公于世。因以修先師之冥福云。

明治廿三年五月廿五日門人觀海小此木包之謹識

黄爾

小嶋成斎墓

駒込蓮華寺町高耀山長之寺（日蓮宗）

大正六、六、九往訪

本堂南側墓地ノ中央ニ西南ニ面シテ立テリ

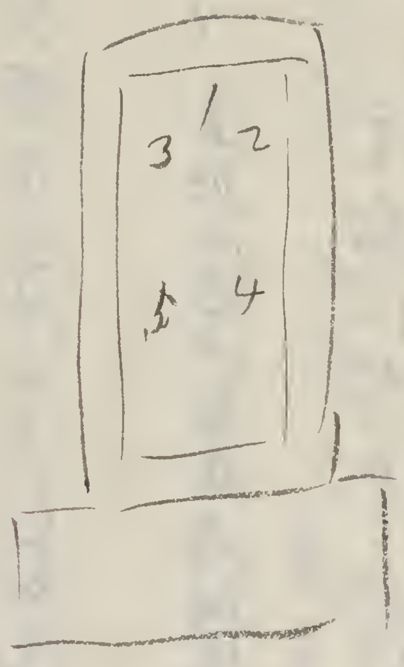

1 田理院了秋日明信士 享保廿年乙卯七月八日

高知堂製

2 大道院甫信日相信士 明和八年辛卯十二月十三日

3 有道院妙信日慶信女 文化五年戊辰七月二日

4 霊照院法光日信信士 文久二年壬戌十月十九日 （成斎）

5 霊紹院妙叔日照信女 安政五年戊午八月二十七日

裏面

道了院宗円信士 元文五庚申年九月二日

常演院妙布日宣信女 宝暦六丙子年七月十三日

此墓ノ南ニ二小墓アリ台石ニ小嶋氏ト刻シ墳墓

別ニ本墓前ノ小側ニ碑アリ

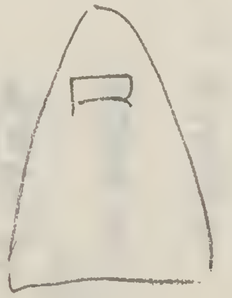

篆額 小嶋成斎先生墓碣

横須賀城主従五位下行隠岐守源朝臣

忠篤篆

誌銘 上総海保元備撰 門人内田正備書

建立 元治紀元歳在閼逢困敦夏六月

小嶋成斎

曾祖 親之 ― 祖 親保 ― 父 親盛 ― 知足 ―

（母 萩原氏）

（前川氏）

生輔 夭

信之 嗣

三女アリ

（没年）文久二年十月十八日、年六十七、（墓 保 基 [illegible]）

寛政七年、一 [illegible]

文化元年、十 [illegible]

十一年、二十

文政七年、三十

天保五年、四十 [illegible]

弘化元、五十 [illegible]

安政元、六十

文久元、六十七

文久二、六十八、

小嶋成斎、名は知足、字ハ子節、通称ハ五一、一に作（咲意凡瑯号）翁と号す。寛政七年生る。文久二年十月十八日没す。年六十八。（筆夫文册化六十七）又号不惑道人。初号静斎。

成斎ハ抽斎と交る。市野迷庵の門人なり。善書にして老荘に精し。

成斎初書を市川米庵に学ぶ。既にして其俗なるを嫌ふ。米庵名を好む。大名の子来れば、久しくひき留めて、門前の儀従を人に示す。成斎ハ後顔真

修、欧陽詢を臨して一家を成す。詩文に精しきゆゑ、筆に虚構なし。信斎は米庵門下なり。湊村は成斎と親しからず。予め竹逗は常に成斎の書を称す。

成斎は（福山）阿部伊勢守の臣にして、江戸藩邸に勤む。初下位に居たりしかど、阿部が老中たりし比には、用人格に進めりき。公用人服部小十郎と並称せらる。服部は後中風にて、桃の浴と逃れ、桃豆の咳みたると落して、そを五百にさしおどしつ。

阿部ハ天保十四年に老中となり、外交の難局に当る。成斎は服部と共に之を佐く。成斎も亦後中風に

罹る。
成斎の門人小出朱房太郎ハ学習院に習礼を授く。成
斎は毎り年前に門人に習法を授けしあり。此事来て
ゝ出仕す。保の経営せしは何かなる弘の名しと、豆教家
精しなりき。年帰りて飲酒す。飲めば劇を許す。
○成斎は好劇家なり。抽斎と同癖なり。

小島成齋、寛政八年丙辰生。天保十一年庚子、四十
五歳の時、困窮にして書籍を賣却し、纔に家を支ふ。
當時詩作り、左の如し。

余今年四十五。貧窶尤甚。多年所研究經籍。一
旦賣(沽)却。以為養家之資。因賦一絶。
研經精密計家麤。不解人生有与無。堪笑如今貧
且窶。初知四十五年愚。

片山賢の睡餘小録に云。
成齋若き時米庵に学ふ。棭齋に會ける時、棭齋
小ふ公の筆才まて米庵に学ふハ何すぞや、米

元章を学ふともいまだし、何ぞ晉唐へさかのぼらざる、足下の見如是にては我か友とするに足らずとて、こゝにおいて感憤して、たちまち棭齋の門人となり、古法帖によりて筆学大にすゝむといふ。

成齋著す所『酣中清話』二巻あり。写本ニ 和漢さまざまのことを誌しありて頗る面白し。近ごろ加藤直種千蔭の孫其の挍にあづかりていふ。

往年宗右文めしと、一夕晤談のついで、小島成齋翁のことにおよびて、翁の遺本は今もなほ其家に傳はれるにやと問つるに、主なげきの一ツしていへらく、世にはどらしきるのきはみといふべし、このことにはあり、そもそも成齋翁は学事に心を傾けらるゝはもとより、おほよそ世わたるたつきに疎くて、常に黄物にともしかりけるが、其の晩年に翁の及門小此木観海氏を招きて、我はすでに年老たれば、家事を男俊治にゆづらんと思へるに、わかきころより理財の道に拙くて、家に有餘の銭なし、されば収蔵せる書籍を沽却して、其のうりしろを以て児

保云く、成齋翁并に小此木の父作七とも、に阿部侯の上やしき即ち今の神田淡路町に住せり、作七は勘定奉行を務め、富裕の聞えなりし[illegible]

俊治に授与せんと決心せるによりて、書肆山城屋佐兵衛に其の價を定めさせつるに百七十金に買もとといへり、然れども、余が多年の精力を費せるものなれば、其を一朝に散佚せしむるに忍びざるなり、爾は我が近きほとりに住みて便もよく、はた家も宜しからねば、いかで是を購ひてよ、他日もし児俊治が学術すゝみて手澤の書どもを見まくほどに至りなば、彼をして其の金を償はしめて書冊を我が家に返すべしと、いとねもごろにかたらひしに、小此木辰太郎氏は、つねに翁を尊びぬれば、とみに二百両の金を贈りて、書籍をおのが家に收めけり、かくて幾ほどもなく、翁は没故せられしかば、いとまのひまに彼の遺本どもを繙きつゝ、翁にまみゆるにひとしとて、是を一樂と思ひけり、中に就て十三經の注疏、段氏が說文解字注など、或は加筆に或は押紙に丹黄の雜れるが爛然として絢るが如く、巻を開けば知るも知らぬも、其の篤学に驚服せぬものはなかりしに、何れ丙丁童子の戯れば

かり出るべきものはなからじ、小此木辰太郎氏ハ主君の領地なる備後の福山に赴ける留守のほど、隣家より火起りて、たちまちに其の家屋の焼せ失せぬる程に、彼の堆積せる巻こハ烏有となりて、片紙も残らずなりしこそ、歎きても猶あまりあれ、さるからに今ハしも翁の手稿の書とてハ遺れるものハなからざるなり、さはれ著述ハ若干巻あり、そが中に酣中清話ハ随観随録の筆記なれども、翁の斯道につとめられつる一班を窺ふに見るべきものなるに、

保云く、此の手沢本ハ翁の死に際ミて、とくしかく親ら翁の手よりゆづりうけとりけりゝ

これどもに小此木観海氏が居を福山に移し程に、手沢本を携帯せしからば今ハ見るに由なく、いと残惜とかたられぬ、おのれこの物語の耳の底にとじまりて、いかで其の酣中清話といふ書を得てしがなと年頃思ひわたりつるに、前田夏蔭ぬしの旧蔵に係るもの我が師の架中にありと聞て、いとなつかしくて、しだしとて借りもて帰りつゝ、人をもして一本を写さしめぬるになん、されハ人間にハをさくなからざる書なりけり、なにふめづらしのふみや、なにあらも

しるのぬ労や、

明治二十五年二月　加藤直種識

かく記せる此は岡本況齋翁の旧藏本若干巻と反古とを入るゝ廢嚢とを書肆齋藤氏より購入せり、嚢中よ況齋翁の次子櫻井友氏の手にして

唐律疏議

孫星衍ノ本アリ、コレニハ義トカケリ、且巻首ニ圖ナドアリ、俗本ナルベシ、コレモ鈴木氏ノナリ、但シ平津館本ニハ入ラズ、單行ナリトゾ、

按ズルニ、小島五一手校ノ本ハ、孫星衍ノ本ニテ、元刻ヲ校シタル本ナリ、ソレニハ義トハナシ、疏議トカケリ、原本ハ狩谷棭齋ノ所藏ナルヲ、遺物ニ小島氏ニオクレルヲ、小島氏後ニ困窮シテ、コレヲ賣却スルトキニ、官刻ノ本ニ朱書シテ、并自校訂シオキタルモノナリ、シナルニ又後ニコレヲモ門人ノ伊佐氏ニ賣与シタルナリ、伊佐氏故アリテ大人ニ贈ラレタルヨシ

ナリ
と記しつゝ云々

保按、成齋翁は天保庚子に義史を請封してより後數年にして主侯阿部伊勢守正弘は閣老となりしが、翁も隨て囊中漸く窘となりし、若干の書籍を購ひ集めしより、小此木氏に讓りしが、その書籍あまたありし、翁は歿せし時、小生は纔に六歳、母に乞ふて論語義疏を購求めくれしは、これより(すでに)二巻のみ筆にまかせしに、失望に堪へざりき、後語は私の知らぬ以前より既に賣はれたり、

小島蕉園

蕉園は名は惠、長じて書を讀み、文を屬す。少にして代官の屬吏と爲りて仕に甲州に赴く、既にして仕に就き精を勵まして治を論じ、首として民の利病を問ふ。居ること數年、儒業の爲めに嫌はれて江戸に歸り志を遂して醫を磯野弘道に學び、其蘊奥を究め、常に甲斐德本の人と爲りを慕ひ、治を乞ふ者あれば則ち青囊を肘にして之に赴き、藥資を得て去る。半御竹街に僑居し、緑屋陋室僅に風

雨を凌げり。而して遂に衰へて復た起つ能はず。独り
母氏と居り、知合某嫗を留として奉養備さに至る。
是時に当り甲斐の人氏相告げて曰く、吾儕の今
日あるは実に小島君の徳なり、而も今君縲
と為り且つ貧に迫ると聞く、豈に黙視すべけん
やと、儕中三人をして途に上らしむ。三人之に来り
金百金を贈る。時に母氏出でゝ之に応じ、驚き
謝して曰く、吾が児如何、決して人の恩に需るを
欲せず。請ふ之を帰せん。然れども、客遠く来る
なり、暫く蔵めて還るを俟たん。幸に明日携へ来

れと、翌日三人又来り、膝行して以て恩を謝す。吏
乃ち之に坐を与へ、優待饗応し、因りて往事
を話し、且つ贈るに団扇を以てし、乃ち贈る所の
金を卻け、懇諭して曰く、汝等夫[redacted]を避棄せ
ず。吾が窮を賙す。其孝意感ずるに足る、然
れども吾の當に沒する所のものは皆官命に
出で、私恩を行ふに非ず。吾が為めに之を家に
謝せよと、三人之を勧むるも、峻拒甚だ堅し、是に
於て皆啼泣し、金を懐にして出で、再び衆
て議し、吏の為めに生祠を建て、後、田安氏の

封邑三河に在るの地、水旱に苦み、民俗又疾
病多く、翁が医国の術あるを聞き、之を見て、
翁固辞すれども免るさず、遂に辟に應じて
任に就く、果して治績あり、未だ幾ばくならずして
病を患ひて歿す、時に歳六十一、
右「医国叢談」に詳記せるを「帝国人名辞典」
に轉載する者より抄せり、

○森立之　号枳園
明治十八年十二月六日歿、年七十九才（大槻文彦出）
十二月五日（墓所集覧）

├── 養真
│　　天保六年生
│　　明治初年歿
│　　娶大槻磐渓女
│
└── 女子二人

森枳園傳　長井金風

我邦學者知貴古書者。以吉田篁墩爲倡首。而藏書亦富。繼而起者。曰狩谷棭齋。校讐鑒識尤精。凡其傳鈔之源委流別。與梨刻之同異得失。一一考核。其所以然之故。靡不明確。而插架亦極富。謚所謂好之篤。擇之精。而且有力者歟。篁墩同時有若丹波桂山。棭齋所友則又有若市野迷庵。有若小島寶素。及伊澤蘭軒。相與上下其議論。而藏書亦皆頗富。從棭齋遊者。森立夫。澁江道純。親受其指授。立夫少粗疏蹇。放浪於山水之間。命已奇。而其志逾壯。其學益進。既擢入醫學館。任校正醫書。其事蹟則邁古人。且其壽最長。居然以校讐家名。勁有一子。名約之。夙受業於家。有才名。不幸先歿。立夫死。至今廿餘年。無承祀者。余悲之。按其所校刊諸書。作之事畧。又長不可竊錄。按又摘其要。立之傳。

森立之。字立夫。號枳園。文化四年生于江戶。小字伊織。後改養眞。父名共之。其先京師人。數世祖曰宗順。曰仲和。曰友益。皆以鍼術鳴于世。友益字雲竹。始來于江戶。其事歷。具於淺田氏皇朝名醫傳。共之爲福山侯醫員。文政四年歿。時立夫年十五。襲父名。改稱雲竹。以醫仕。天保八年有故失祿。挈家遷乎相模。是時祖母與母。俱共從。祖母在清貧而歿。遂歷天嶽大山日向。而至津久井縣。此間十二年矣。自言辛苦不可勝言。然樂亦在其中。向者牛醫。居則以武士爲業。讀子書。好講談聞。出則手提刀圭。論內外二科。或爲牧生。或爲整骨。請治者莫不感術。皆實學是求。頗多發明。又入山採藥。下箋訂焉。嘗有桂川詩選若干卷。又著遊相醫話。其行槖中。每見古有裨益於正名之學。一一鈔錄。目錄成帙。及一百餘卷。其他如本草經。素問。靈樞。十四經。傷寒。金匱。扁倉傳。脊疾方。並作之攷注。弘化四年五月遭赦。再來江戶。十月奉幕府命。校勘千金方於醫學館。嘉永二年功竣。賜銀若干。七年擢爲醫學館講師。是歲賞輯神農本草經四卷。攷異一卷刻成。立夫曰。夫醫之有本草。猶學者之有說文也。藥性之有眞贋。猶篆文之有六書也。未有不辨藥性。而能爲醫者。亦未有不知篆文。而能爲字者也。余幼注意於本草學。日夜研究。殆廿年矣。抹歎近世凡本草爲家者。大抵奉李氏綱目。以爲圭臬。不知古本草之爲何物。則其弊有不可勝言者焉。余嘗竊欲復古本草之舊。仍取證類本草讀之。而始知綱目之杜撰妄改。不足據矣。再校以新修本草。而又知證類之已經宋人刪改。不足信也。更以眞本千金方。

又醫心方、太平御覽所引校之。而知蘇敬時校改四而復不甚也。於是更爲覆校。而後但黑二文始得復陶氏之舊、但黑二文得復陶氏之舊、而後神農氏之經、可因以窺其全豹焉。遂就中抹攟白字、輯爲四卷。又日其冠以神農二字者、猶內經以黃帝二字、本始出神農氏也。安政五年十二月初稿

將軍德川家定公。萬延元年九月、以醫心方校刻成、

又賜銀若干、安政元年十二月十四日、下七日校刊醫心方卅卷、多紀元昕、堅多紀元昕總△

埋其事。喜多村直寛。多紀元佶。丹波元莊。多
紀元琰。小島尚眞等校勘。立夫與澁江全善。伊澤
信道。堀川濟爲副校勘。安政六年十二月六日復
校。元琰。元佶總理。玄莊。及高島久貫校勘。
立夫與佐藤義。清川徵。縣興完。橋胤芳。淺田
惟常。任副校勘。蓋是書校刊未全。元堅。元昕
相繼易簀。其扎記則立夫。與小島尚眞。高島久貫。
澁江全善。佐藤義。最與有力焉。而尚眞。全善
先殁。立夫與久貫專任其責云。眞本千金方覆刻。
及皇國醫心方校刊。我邦古往今來。絕無僅有
之盛擧。德川幕府之治。文敎之隆。因是可觀焉。
而是二者立夫之功居多。亦可以偉也。元治元年
以學館講書功勞賜月俸。慶應四年七月移居于福
山。明治五年五月。入東京。轄文部省十等出仕。
後或入醫學校編書。或入工學寮爲講讀。十二年
十二月陞大藏省選。入印刷局。以編輯爲務。不知
老之將至。皆自譽慈嬉。題詩曰。萬卷架書不
識貧。堪欣恩澤及微臣。花前月下存餘澤。杯有
新蒭盤有鱗。印刷局刻校讐箋注和名鈔。令立夫
視其事。和名鈔。元和三年。那波道圓始上梓。
而劉改疑誤不少。徑失本眞。世傳古鈔本數種。
迭有長短。校讐一一甄錄。其箋注亦極精妙。而
傳本不多。及刻成。世始覩全豹。至今人賴之。
後進長井若曰。局本箋注和名鈔。今校之狩谷氏
原本。支吾不少。其傳體例者亦多。蓋是時。立夫
老境頹唐。不能自能董其事耶。抑又當時官長肆
意改竄。不能悉用立夫言也。立夫既老垂八十。
時勢大變。而配某氏。與男豹之亦先殁。澹然無
所繫。惟酒是耽。明治十六年十二月六日殁。葬
于音羽洞雲寺。釋諡曰長壽院紡古根園居士。

口曰今人託立夫之名者、因有經籍訪古志之著也、
是書固係精妙、蓋立夫獨力所注、則卯住實輯補
其本草綮、而人不解之耳、經籍訪古志體例與乾
隆天祿琳瑯書目、張金吾愛日精廬藏書志、在昆
季之間、而古籍之鑑賞、與決擇之精且確、則遠
出乎二書之上、是書立夫與澁江道純小島抱沖同撰、
爲書六卷、又凡所收録者宋本[illegible]目觀者、詳影寫副
後有[illegible]行及印記、爲數巨冊、取而閲之、主傳記題
曰、信有[illegible]譜、其他手鈔群籍、廃之者十襲珍藏、或
比諸瓊瑰、故有云、

巣鴨村四谷九山一六〇五番地 洞雲寺 祥雲寺隣

枳園寿立之寿蔵碑
明治辛巳秋日七十五翁養竹子記
明治十八年十二月六日歿 年七十九 門人岡寛齋謹書

○

延享三寅
中虚寿氏之墓
伏牛寿氏之墓
享和元年辛酉
四世其之
五世親徳

○

愚拙先生寿君墓 小字荘八、諱友益、字雲竹
宝永七庚寅六月二十九日 年七十二
三世友益

愚照室岡本氏
明和五戊子正月初四日

〇

道和禅定門
一誉妙順信女
不迁院無為愚照居士
貞回院宗誉涼性信女
宝永七庚寅
故考心空仲和居士
寛文三癸卯十一月四日

初代宗純カ
三世友夢カ
二世吉郎

故妣高岸松貞信女
寛文二壬寅五月五日
浄味信善士
妙蓮信善女

〇

知幻妙空童子　天明二年
仙寿院活山全應居士　文政辛巳
清光院繁室貞昌大姉　天保九戌
桂玉節英童女　天明五乙巳年

六世恭忠

杏松園

嘉永五年壬子

辟温方二十首

（中略）歳旦屠蘇酒方

大黄十五銖　白朮十銖　桔梗十五銖　蜀椒十五銖汗

烏頭三銖炮　菝葜六銖　桂心十五銖

右七味㕮咀絳囊盛以十二月晦日日中懸沈井中

令至泥正月朔日平曉出藥置酒中（下略）

明板外臺秘要屠蘇條引肘後文多錯誤。

紀藩竹田氏所藏宋板引廣濟。其文與醫心方
引玉箱方合。方後云經心錄同。而宋臣按語亦
唯引千金經年。不引肘後。今本肘後卷八載
小品正朝屠蘇酒方。後云。此華佗法。可證
肘後原不載此方也。而千金外臺等不引小品。則
此文亦可疑。蓋後人所妄竄加。非舊文也。且攷其藥味。
與老君神明白散及度瘴散方意相類。則爲唐
時俗間法方可知也。今影刻宋板外臺屠蘇一條。以備
考鏡。其作瘏蘇者。恐廜蘇之訛。如其名義。詳
見于醫賸及蘭軒遺藁等。故今不復贅于此。

嘉永壬子十二月福山醫官森立之書于柳街書倚
塾

後進好事医尚

森印立之

字立夫

高知堂製

森枳園妻子

福山市東町賢忠寺

貞莊院敬德明恵大姉

明治四年十一月三日

森立之妻

文定院齋穆元信居士

明治四年未六月三日

森春雄約之墓

三十七歳 天保六年生

右濵野知三郎大正丁巳一月往探

爆竹圖　序

杏村園ナラント云

邦俗爆竹以正月十四日、而吾福山之觀、彌錦第一、未聞他方有斯比也、其製植巨竹四竿、竿頭合束爲尖、四脚陸下隨張、衣以草薦、形如四注屋、而瓔珞且貫焉、高殆三丈、而置如桅斗者、於是作之、其上又施諸樣貴飾、或飛鳥或走獸、自花卉樹石、至宮室舟車器械、凡百形狀、無所不有、而一株竹葉高々拂雲、府下三十街、爆竹二十五座、市人舁之、自城出始、講循東濠、歷諸街衢、鼓譟騷呼、逐隊以行、終至城南蘆田川上火之、火焰既揚、藩士年少、各著鎧火衣、跨馬鳴鞭、直入烟火中、縱横馳突、沙石皆飛、而觀者囂呆不已、無論府下士民、自四方隣國來雜

10 高知堂製

侈亂簇不知幾万人也、二十五本已為灰燼、日暮人
散、是為嵗例、街長三好光諄作図巻、就余索序、
余意爆竹之擧、必然見之、無用游戯、徒費貨財、然
国有紀律、民守倹素、如彼黄飾冶観者、惟用紙
麻草藁、不敢厠一片金帛、且藩士市女、藉以講
武事、亦足観国光矣、乃叙事賦之

安政六己未年正月　空踈陳人誌

有図

爆竹図巻跋

百日之蜡、一日之澤、一国之人皆如狂、聖人且有取焉、
我邑爆竹之挙、豈非此類乎、其費多出於富人、而
楽事帰於貧人、平生執賤役、所至拝跪、甘獸畜而
受爾汝者、獨此日也、意気發揚、鋒鋩不可犯、犯
則奮臂一呼、衆皆応之、舁爆竹来觸其屋軒、隠之擁
闘諍紛擾、勢不可禦、然苟取快於一時而止、無敢極
其暴、而街吏巡警於其間、獨斥其跋扈太甚者、少
小過失、措而不問、使其一日歡楽、以忘終歳勤動之
苦、蓋亦政治張弛之意耳、国恩所周及、可不仰望
哉、三好光諄持此図来請跋、因論及之、

安政己未正月　洲布散人題

森約之

榛軒詩存卷首記萬延元年庚申冬月一校了森約之榎邃。榎邃無乃約之之字乎。

四

海保漁村　通称章之助

寛政九年生（十一）

（七八〇三）父茶商書ヲ投リ

（文化元 二三）

（十四 二三）文化九年　江戸ニ入ル。喧嘩ヲ嫌ヒテ帰ル。

（文政四年 二十四 五三）再ヒ江戸ニ入ル。太田錦城門。

（四十五 五五）天保庚子（十一年）同君亡父ノ法ヲ刻ス。

（天保十四年）後三年　京都ニ入ル。（安政元年）

（弘化元年 四十六）晩年　富士佐倉ヲ教フ（四十七）

高知堂製

（八十九歳）嘉永壬子（五年）水戸公召サントシテ果サズ

幕府医官黄直令ノ儒トナル

鍼灸令ノ族ニ由

慶応二年八月族又作ル。九月廿八日歿ス。享年九十九

本所善明寺。

南総武射郡北清村

海保修之 恭斎 ― 元備 純卿 紀之 春農 漁村 ― 元起

第　號（第　頁）　年　月　日

謹啓　未ダ拝眉ノ栄ヲ得ズ候ヘ共益々御多祥奉大賀候
過日御光来被下候折悪敷不在ニテ失礼仕候
偖而今朝貴翰拝誦仕候此度尊台並ニ與謝野寛氏
同晶子夫人ノ御発企ニテ日本古典大系刊行會ノ御計畫
有之其中ニ曾祖父棭齋ノ著述モ御加ヘ被下候趣謹而諒承
仕候元ヨリ何等異存等ハ毛頭無之次第ニ御座候
御挨拶旁々参趨右御返事可申上筈ニハ候ヘ共御趣意書
御刊行ノ御都合モ有之御取急キノ事ト奉拝察候故
乍略儀不取敢書中右御返事申上候何レ不日参堂
拝眉ノ上万縷可申述候　敬具

大正十四年九月二十八日　狩谷三市

森潤三郎様
玉机下

東京市小石川區宮下町六十四番地
狩谷三市

南海武射郡北條村
海保修之　号漁村
元備　純卿
紀之　春農　漁村
一元也

校勘家事蹟

二

H 20
394

狩谷棭齋、伊豆人竹村某（伊豆韮阪人、諱茂雄）に与へて書道を論ずるの書　但し手簡之

（前闕）……と記……諸書……（此辺毫も讀むべからず）積りところ
申候字多候一代清書仕申候夫まて二百巻に
集申候全部いたし候はゞ莫大之大部に相成
可申と存候迚も僕等寒生の手に及ひ申す事に候
へ共先まさへ讀候へハ用事済候足を容候て
用事弁候中それのみを申候而去年中に急に辛
業いたし申候まゝしく（史徴より今一段思ひ至極よろしく候存候）
一書学ごとにつき收ら下候存じ僕も志而已

東京帝国大学図書
B 23475
000432801 9

まで寸隙無く稽古も致さず故其法換接に及
ばねばいへども蓄意に伸びず信を失ふ事故無
伏羲中より始めし撰ひならし先魏晉
の人ほど書するは無之候へ共とてもよき法帖離
れ宋以後の人ハ己が意に任せ我意のみに
て法となりてさし候唐々へハ晉人の法を
うしなハず宋人の怒張無きものハ唐人を手本
にいたしなば第一よろしくと存ずる論に候唐
の法帖ハいづれにもよろしき所希に候唐
其故ハ追々枚遍翻刻致しハ故古跡とハ遥に

陽ゆゑ本意を失ひ事のみに候唐と古跡一様に
なりもんられハへいハ甚だ善きものへとも迚も古跡
に叶ひ事故其上ハ一重も古跡に近き所を求めバへ
ハ唐人のハ碑の摺なるより古跡に近きは無之
ハ唐の碑ハ刻なれはとて精妙にて筆勢をうしな
ひに中し李邕なとハ刻人氣に入らず中自ら手て
刻しなと申はへハ精妙なるも尤に候唐々にも
碑誰にもなきと申ゆゑに楷書にて虞世南歐
陽詢よろしく候弘法初学よりこれらに入か
たくて為先顔眞卿柳公権の二家好に随ひ出以

こし文字に力の入用とするを覚ゆれば此二家力をあらはして書たるものゝその上欧虞に入たるものゝあれはなり
此序は欧虞は王羲之より出たるものなれはへは
此二家を手に入れはへは追て魏晋之域にも至りの
せよ序へ入りは書道大抵は存在せるといふとても
彼世の人夫子も此幸ましく人は唐人まて
りけれとも至極なる法を存在行書は李邕か雲
麾将軍の碑徐浩か不空三蔵の碑田穎か張府君
の墓誌又は聖教序なとの本を存在至極の目あて
は王羲之か蘭亭序にて此序は草書は懐素の聖

母帖孫過庭か書譜なとよろしくは是も十七帖
を目あてにいたしはことに此度篆隷も在付有之
はへとも それらは法用有法度手ましく存在て居
不申候て
一書論となる法帖上下あれともは迷惑仕て小部な
るものまては玄抄類摘又は書法通解なと先生
はへとも とかく讀かたきものまて法合点参り
申ましくはすへて稽術となるをかきれ書いつれ
も書翰違志によみは志をも解しかたきものを
此度其筆のることかけし人なくては意を会し

ふ中野手法度なる口授の上稽古工夫いたし
されハ合点行ふ申し謙と禅宗の悟道と同事
これ成古人も書画禅と申しある執筆の事も右の
事ともまのせ申し書法通解の方まてし勝手し抵に存しへとも唐本物も
すくなく出来点成玄抄類摘ハ和板にもちまで
点も付唐し成法合点ふ桑土から一返法覧ニ
ヒハ朱色去一画り一つハよりて先大意ハ懸腕双苞平腕
双苞と寶指虚掌と申ハ定法にて法度し懸腕と
もやし
ハ腕を中にあめハ事にて肘を下につけふ中事
に法度し左抵つとしハへハ社のへのから手の谷
平らにありハ成平腕と事も申ハ双苞ハ中指食指

二ツ筆へかけハ事に法度し色去てれハ人とよ
りいとしかねハ人も有之て唐人の食指のみか
けし事も有之てへハ夫まても一つやうて大字ハ
是非二指かけふ申しへハ力不足に法度し實指
さハ筆を執ハ指志へかりとされて書し時はれ
らかぬ抵手いたしゆ事と法度し左抵ともちつ
めハへにおのへから掌の肉丸しありれて虚ま
ありやしてれを指ハ死せんことを欲し腕ハ活き
んことを欲すとやし左之竟指を去つありて持殺
しハへハ腕を動して書してより外無之

松屋製

拙子嘗て僻論有りし書論かれこれ申しも年
意ハわるきくせを去れのみの事にて法度
如此せねハならぬと申すにハ無之試まいろ
はせと習ハ子供の書法を傍より見ハと皆こ
古人の論と叶申し是非実指ていたすもの子
法度　ちと習ハ子供ハはや指をはこらかせ
ハ僻ち来申しそれハ師匠の書法古紙これなく
古紙とせされハ不似成の事と法度　無之氏
氣味にて法度　甚上ハ唐人のくせにて至て
微細の目にも見えず調子も言かれきる事なる論

ハのみの事にて大益ハ無之し
法尋ありし内管を斜にいたし候事決而無之事
にて法度　当時ハ人もかく此悪癖法度　帖て
去へきる事　法度　鋒の向分正面に見て事法と
つねより下これハ書法正任を手書と申して近
日夫を已後いたし人有之　全体ハ右の事に
て書く如成ともかく左候分の無き之様に成夫を
採ハ論こて法度　逆も右の事にて書ても成是
非ましハ右の方へよりハへるも筆先正面に
てまたきとやすにハ度しまをはしく續にて

筆軸の心を上へ向けて書く人も有之候 全右之
全ク正面ニイタシテ書ケハ肘曲リナレハ肘曲リシテハ古
法ニハムキ尤カケムナレ
正体をなして清みきと申すことは唐は畢竟は
筆の書法に堅く書されと運筆の時続けて
まっすく斜にあらねはあらぬ有之候是非左様な
けれは未だ少しは正鋒なりは筆の書法にてる
を少し過ぎて斜にあるとするたる人は竪画を
引く時は筆の鋒先に向て其軸頭おくれて引
申し横画を引くへは筆鋒左に向て其軸頭まて
したへ引たれむきまた申し左れとも甚たしとむきたる

は無之候
一書体書之道は常に一体前文申候て
古人の法の如く似たしはへは不自由にてよく
書得不申し候の不自由なる所を忍て書候は
へは古人の如く出来申し候教年いたさねは
出来不申候教導乃草按出来かねは其左之法
まて書く書体無之候尤書体之文意にて書法
など清く其の無之又申候せしても左様いたし
候ては新古体之通し書し不申候法に付候
は其門に掛りは其道誰を捕へ論て伏し不申

適書論讀之人有之中讀もへハ論ずハ伏しなか
ら除しれハ書面只若衆、或書を工ミ手にいたし
いとめ気根も無之且家業ニ拘ハ、或いたし作
ハ甚歎かはしきことにいたしいましく、蔡邕の石
室の傳もそれより諸家と論しなよく傳へハ
皆有るにあらし書ハ皆以接面命して書法を傳
し或執筆運筆師の口傳を代ゝ傳し或ハ手て同年
の古人或ハ入唐して法を傳ふ其の人に段て筆
法傳授いたし、或ハ数代の子孫にハ誤傳も有之
へとも大きに失ふ事ハ、甚こより寛永ころより

松屋製

以前の書美悪ハなく、こと〱く實指法にいたし候、然ハ
其唐様ハ書法正しく明其の傳授を要とする
の様ハ中古よりハ和様ハ却りハ唐様の
方が様の子無之
様ハ殊ニ中ゝあることハ有り唐様にて世人悪
筆ハなり東江先生世乃無筆ともいひて
至らひなし
和様唐様とも書法を手に人一無人有之皆経之
の人ハ法度へしても古法へ戻て唐高人より傳
法を金科玉条といたしくるべて一の咲ることは

は古本ならまさしくは無法なよろしきとみへ紙
へ墨の付様也音曲の出来ぬは違ひてこれも
本紙のまゝ読てへは古筆指南するへは書を建て
かり出は用事は用ひすとうえ也しまの形ぶ
也るには推量も上のみ心得て
又かくして古法書を学するは此方の古筆仮名
も法悦によろしくは是は手本に実指度
掌の法を能して隔へは楷なるしと一重
の違ひは序て形にあるを書て古論よみはよろ
よほど善をは也し此法道は心付也し於此仕也

松屋製

は字の形違ては其筆の紙よあしき紙又は斜よ
あらさる不来は自ら上手て之右之て此邦古昔
の字体を法ぬ上達へは猶以よろしく
此方の古筆はあらひ法悦上達へは実指の
本も法合点有り一のや
一法地山と紙葉集と由緒とて手本先ず法伝
いかし遊て義味を存せりしき春秋も玉川一筆
魚と猫よ争て筆も法状らう逃もしき嵯峨は隠
居の三義形争らぶ存して へは所障は無之は
其俗語より出隠居無案にてさくいとへしき

時ニ取急キ候又ハ郵便ニつけし候ふて輪廓ハ多し
年中ハ元ぇし国入申し池誌内端翁之人も当年ニ
度々三度参りは有之候申候ニ付此のとて吏
移り候代人退の始ハ
此近江新人殿ニ先達てより学ニ訪取候て候
功戦久ふ空候て大慶候只今写志ニ先達ふ
申し述候も尤致し候得て左て尤もまし其上
を讃し人有之ても大儒学者てはなしも先達ふ
中川先識の清水ともなく連中ニ引れ先哲
のみ思居候と見え申し何国まても同志の者

きこて参り候種々申上べき義もあれ共何より
右く存候手先是まで申上候此の件返事も左右は
先府衰候て進上之寄珍も草々一事折角御賢慮一の上
来年再ニて重便ニ申上候頓首

十月廿九日

狩谷望之拝

竹村大人

侍者中

尚々此一冊をかしきものながら友人頃日せ
しめ候ら此中ニ進上いたし候
先達ての日本史校本のこと伺候て才ろんいたし

是は校正の異なりて [illegible]一の由なり

松屋製

右狩谷棭齋手簡復竹村某論書法得失者亹亹數
千言無一懈筆咸從實歷經驗中來意彌短語彌透
書亦諸深澀靡不可以尋常書牘視且書中所謂溯
自唐遡以希魏晉豎歐虞難学顏柳易入之類簡切
著明非手眼俱高者決不能言也棭齋近代碩儒宏
覽博識兼穿和漢尤精漢唐古字與松崎慊堂山梨
稻川往復慊堂許以一世人傑至於書學世未甚知
焉乎稻得棭齋所書稻川碑搨本竊為天下選不其
書究我虞世南矣後與世南孔子廟堂碑參觀其也
手所闡源乃歐虞難学志在棭齋剏以中我豈其工

力所到ニ期此而然於竹村某伊豆無隠人諱茂雄
学於本居宣長以國典甚精與上之松岡甚質篤居
答国ニ止書法モ手讀以其所也五百枚氏ハ工
華町以種同好但巻首闕攝今以為考此甚奇ニ過
數乃耳

明治甲辰三月　何和田下寛之案識

松屋製

（前略）却説伊澤蘭軒欄本書の栢軒妻清樂院
俗名俊死去の條に病名不詳の由博士の筆記載
ニ付御参考迄ニ愚考申上度尤も傳説の事故
確ト保証は仕兼候へ共山崩漏症則ち目下の子宮
癌チと存候　何故と申候に病中雑詠中
の和歌に上の句は旨残念失念仕候へ共下の句に
　花のしべ石なむる此身は
と申山か有之候　右花のしべ石とは漢名花蘂石
と申山崩漏止血専用の特効薬に御座候間右散
薬を連日服用仕候事故随分劇しき子宮出血と

存候
右清樂院の才媛たるは全く博士の御説の如く
種々逸話も有之候へ共未だ婚嫁せざる娘時代は
通称タカと申居候節一寸労症状目下の肺
症にて小生の祖父所謂清先人（此字不明）愷
の治療を受け居候節之容体書は必ず自筆
まで一通にても真面目な容体書無之 其内の一に例の
有名の古歌
逢阪の関の清水に影とめて
今やひくらん望月の駒
と云ふのをもぢりたるにて

おゝせつな咳のみ出て影うすく
今や死ぬらん望之の子
望之とは狩谷棭斎之実名に有之く妙齢婦
人之作には珍らしき才気と今に記憶仕居候

六月十日
清川玄道
堀江宛

拝啓益々御清栄奉賀候、昨日清川玄道氏
より右の如き来状有之候き、何か御参考に
存る事も有之候ては難斗と存じ、供貴覧候
草々
丁巳六月十一日
大津市外
藤江播之
森鷗外先生

丹波雲從先生墓誌銘

佐藤元萇撰

明治九年一月四日濱松縣（今日デハ静岡縣トナリしモ其當時濱松縣タリ念ノ為メ申シ上候）士族丹波雲從先生終于東京享年五十三葬西原城官寺先塋次先生名元琰字希温稱養春寶莒庭先生長子夙覃精家學安政四年為故幕府侍醫兼醫學教諭叙法眼無幾為尚藥叙法印尋為靜寛院宮尚藥先生器宇爽邁不為人屈下音吐朗然毫無鄙倍之氣深研仲景書輓近醫政大變天下滔々革面競新先生意氣昂然能不隨家聲世稱中流砥柱蓋自非學術之精操心之確安

能如此哉配益田氏生四男二女長安圭先歿次晴之助嗣長女夭餘皆在家銘曰

嗚呼人壽之有数其將奚傷惟百鍊不磨之氣庶乎不亡

行間[illegible]有塗抹改定處急忙供参考不暇更清書請取鄙懐所存莫尤其違礼

先考行狀

先考諱元長字賜長號應渠會津人其生以歳月時皆屬寅幼時名虎之助成童改穎又改元長後及執贄於幕府醫官多紀茝庭先生知先生父桂山諱安長加長字以艸爲長長羊桃也詩人以喩人少而端愨則長大無情慾先考喜之如新受賜因又爲其字始曾祖考諱重義君養遠藤重俊君爲嗣配以第四女生二男一女先考實其第二子也以文政元年十二月十五日生年甫十三祖考病卒先考出仕爲御旗者賜二人口十五始志於刀圭奉務之暇學術於藩醫羽入氏遵祖考之遺訓也十八辭仕入於藩醫學寮專学其術二十二卒業時高祖考妣及伯父叔

母皆已謝世先考獨與祖妣相依成命而有遊學于
江户之志天保十四年先考終決意奉祖妣来江户
寓芝藩邸赤貧如洗筆耕傭書以充米塩當時作蓁
蓁舍記曰往學於苣庭先生業大進先考善事祖妣
愛敬無至始其發會津也過険坂急路自負祖妣過
之至此藩主忠恭公憫其孝勤特賜二人口明年祖
妣疾發六月八日侍輿還會津八月八日祖妣終不
起已闋其喪再來江户入苣庭先生之塾爲都講當
時作棗花日鈔序居五年時海外信牛痘者尚少先
考窮精究其理深信之人皆非笑不顧曰是可以報
國矣嘉永六年三月還會津廣行其術又著牛痘三
略後作書上之山川西鄉二大夫牛痘之行會津以
先考實爲嚆矢安政二年某月公大賞其精於醫術
加賜俸十口先考時年三十八余先妣來嫁乃構居
於石街四年五月十八日幕府命爲躋壽館醫書校
正明年十月七日任躋壽館講師爲醫書校正如故
每歳賜銀若干萬延元年九月廿三日躋壽館醫心
方刻成先考校正之勞與多焉賜銀若干於是藩主
忠誠公擢爲藩醫學校教授文久三年二月二日將
軍温恭公賜謁許袋杖登城其歳十月五日奉藩命
入京師幕府賜過海道諸關不下輿蓋特例云先考
時年四十六明治元年三月公率藩士就國先考以
躋壽館講師獨受命留江户既官軍東征躋壽館亦
廢先考欲還會津路塞不通因潛於常陸居一年乱

森立之號枳園本草家與子蓮庭先生仕福山侯有子曰養竹春發大槻磐溪女先父殁立之亦已逝久

前田元温嘗稱杏齋號松園亦蓮庭先生弟子仕島津大藩

定還江戸〔東京〕居於大傳馬塩街爾来世運一變天下醫
政亦從革從事刀圭者多舎漢法歸洋法不然則更
業先考毅然不移且乱餘家財蕩盡窮困殊甚友人
森立之前田元温等出仕於大學南校勸先考以出
仕不應後移於松枝街又移於千住十五年下妻建
漢醫病院曰温知幹事大高某来聘先考笑曰屠龍
之術亦有所用乎乃應其請為院長遷於下妻居三
年後居野田又三年先妣殁野氏生三男一女長元
董次元鄉次謂次近三郎慶應二年七月廿五日謝
世無幾近三郎夭後義母齋藤氏来嫁有子曰勝壽
元董稱益太郎廿八年來以漢學奉職於大阪府山梨
縣等今現為鹿児島縣川邊中学校教諭其赴山梨

岡田篁所長崎人幼学字津静區亦学医蓮庭先生今已亡

縣也先考俱遷三十八年八月八日卒於甲府享年
八十火浴於甲府長禪寺藏骨於東京淺草正覺寺
後四十三年以市區改正之故更藏於池上本門寺
子院妙玄庵播苑釋氏謚曰靜孝院賜袁日任居士
先考之於醫學一奉張長沙而漢法醫書莫不精研
且有事苟關於醫理者則取以為法故其治往々出
人意表十九年四月攜義母賞花於吉野終西遊到
長崎館於岡田篁所家居一月會清國領事蔡伯昂
有疾先考治之伯昂大喜設盛饌謝之其於儒說在
會津師高津緇川及來江戸就安積艮齋問業雖奉
洛閩之說亦不必泥也故以又往海保漁村請益甚
嗜詩文又善書晚好和歌常曰詩與和歌以至誠為

展齒餘香 經吉野西遊長崎記行

本乃著感詠一貫刊行其他所著以顯堂日抄醫家年契應渠遺稿櫻竹集保應存稿展齒餘香等皆藏家經驗彙粹逢災先考忠恪端嚴於事不苟其在多紀氏塾有人贈一大鯉魚於莅庭先生者先生俾先考放諸兩國橋下曰非汝不可矣先生之疾病先考日夜往看護易簀之夕先生啓眼顧曰元良復來乎先生有手記曰時還讀我書先考奉遺命刊行之又奉遺命訂正櫟窓類抄二十巻良齋子文九郎以故在桐生良齋囑先考懷金往迎之時冬月寒甚良齋親脱其巾授先考曰佐藤君勞矣宜著之往其為人之所信如此先考頗嗜酒然不至變形失禮醉則唫詠揮灑以自樂晩名其居曰醉菊又自號慕陶靖節也嗚呼先考苦學成業其德行感孚於人名顯乎一時既底法而余等不肖豚犬之質碌碌終生不能構堂欲弗忸怩不得也謹状

大正五年五月三日

佐藤益太郎伏乞

嚴正

佐藤孺人墓表

安政七年二月　昌平学教官安積信撰

佐藤甚長持孺人行述拜且請於余曰母氏下世已十六年矣而墓上之碣未建焉毎興念及此未嘗不盡心實淨也今將樹石願先生為之文其言甚哀甚長雖業醫而恂々儒雅善文章孺人之賢尤可為閨梱之楷範其何可辞孺人會津佐藤重義第四女也重義養遠藤重俊為嗣配以孺人家貧以織席為業重俊頗有志於学而不果毎慨然謂孺人曰幸而有子當使力学充吾宗孺人然之及其妊甚長也終日勤産業夜参手捉筆習字讀め訓起居進止一循禮法葢傚古人胎教云甚長既生稍有知識父語之以忠臣孝子事其言卑近易曉甚長頗領會又喜讀書父大喜曰今世有益于人莫如醫宜使兒学焉天保元年六月二十八日父病歿甚長年甫十三孺人与祖父母議使甚長学醫於羽八氏未幾祖父母相継淪逝孺人煢然無所托家益窶窮又多病而

守節堅確織席紡塼以鞠某々惰放業或有過差則歔欷流涕而鐫
誨之不少寛假天保十四年某将受業於茝庭多紀氏謀諸孺人々々躍然喜
曰汝能從良師成業雖距數百里之遠不厭也乃悉鬻家具偕某来江戸寓
會津藩邸孺人勤女紅某日往学于師門業長進二藩侯喜之賜俸二口翌
年孺人病篤某侍與帰會津是年八月八日遂不起年僅四十六葬福
證寺先塋之側有二男一女長七太郎夭次某女亦夭孺人性儉素寡言笑
孀居守節育孤兒於悲瘁窮寠之中俾至成立可不謂賢哉後數年藩
侯賞某精刀圭科行牛痘之法賜俸十苞未幾幕廷命校書於醫学館
尋又為醫学助講雖某淬勵所致亦孺人訓誨之功多焉昔歐陽永叔幼而孤家
貧母鄭氏親教之以荻畫灰習字朱丹溪母戚氏鬻釵釧為学資後永叔丹
溪皆栄顯其母享供養之楽獨孺人茹苦育子而不及享其孝養此某所以哀惆
思慕而請文於余也雖然某能守先父母之訓立門楣於大都孺人可以含笑於泉下矣

佐藤氏先考先妣墓表

歐陽子有言以其子之能負藝成名而知其母之賢然則以其母之教
子有義方而其父之有賢行足以型其家也亦可知也已昔嘗聞之故友
多紀茝庭君之言曰其門人會津佐藤元某之孝也黑森勢至之險自
負其母以踰況其朝夕之愉於色而婉於容不待道也余因嘆元某之孝
雖出於其至性而亦未嘗不由其父母訓導之有素焉頃元某自携其
所撰先父母行述詣余請墓上之文余因得悉其事状信其先父母果皆
有賢行元某之所以能成其名非偶然也案状佐藤氏之先蓋出于鎮守
府将軍秀衡秀衡之子曰泰衡泰衡有遺孤曰秀方文治之役乳母
抱遁潛居于會津穴切之地後五百有餘年有道照者始遷若松道照
生玄林玄林生重通重通生重義寛政中始仕其國侯列行伍實先祖考
也娶武田氏實先祖妣也重義養遠藤重範之四子新介為嗣實先

孝也配以其四女實先毋氏也新介諱重俊新介其字也少壯乃有志于問学
以其家素寒微遺于貧也不果毎謂幸而有子當教以学業庶幾足以
興我家欲其平素以勤儉卒先以儲蓄為務謂此瑣々者其亦足以給吾
兒学資歟及先毋氏方妊元萇也心甚思筆札其家本以織席為業毎夜
分始畢畢即就筆硯及其既生元萇也新介毎挙卑近易知之事以訓導之以
故元萇甫八九歳乃頗善讀書甚為郷里所称新介以為唯醫稱仁術吾
將教之以醫方其或者足以大吾門歟惜未及見元萇之成立以疾歿于家
享年三十有九實天保元年六月二十八日也葬于若松城北福證寺之先
塋次于時元萇年甫十三毋氏將奉遺囑使其学醫元萇能謹服其
敎日誦方書不少輟亦以為醫方深遠豈宜苟焉從事聞今江都有茝
庭劉先生者吾不如遊其門親受其指授也乃謀之毋氏毋氏欣然怡曰汝業
之苟成吾豈憚遠道乎挙其所有器用財賄而鬻之纔得數金相携

來于都寓芝浦侯邸俾受業于茝庭君之門實天保癸卯也先是毋氏嘗
夢層樓上有人焉矯首熟視即元萇也及覺心甚喜之告元萇曰吾期
爾異日之成名汝宜勉励焉既而苦貧無以為生也毋氏紡績元萇亦傭書
僅以糊口先侯聞而憫之始賜俸二人口蓋特例云次年甲辰毋氏寢疾自知
其不可起也不堪郷丘首禾之感元萇亦深恐使毋氏客死非子也乃亟看護以
帰里居未幾而毋氏歿實弘化元年八月八日也得年四十有六祔葬福
證寺先姑之墓側有二子長曰七太郎夭次為元萇一女養於大堀氏亦先
歿元萇既闋其喪再來江都業大行以名知于人久之大府命為醫学校
書寻授助教講又尋賜謁見今侯嘉之擢為會津府醫学教授元
萇以為萇之有斯栄禄皆先父毋之賜也其烏可不知所報耶是所以
有墓表之請也嗚呼元萇生于寒微之家而能有今日之栄雖篤学
孝感之所致亦未始不由其先父毋訓導之有義方焉則為元萇者宜図

所以報之也意者區々之文未足以副其萬一而元長之請一再而不已則余不
可以辞遂據其所述事状略為之詮次俾揭之其墓　慶應二年歳在
柔兆摂提格夏六月　上総海保元備撰

佐藤孺人座光寺氏任子暨殤子近三郎墓表

君諱任信濃人座光寺直章二女为大府奉朝請醫学助講會津醫
員佐藤世長妻君幼遭家顛覆頗嘗辛苦年十九追父母来江戸擇對
不嫁廿三嫁世長世長時無葭莩之親孤苦丁零乃與君謀開業不衒而震
災風災火災相継家道頗艱君拮据劬労無有寧日而事無大小謇諤
盡言言能中肯綮世長之済遭擢抜有今日之栄君之助實為多矣嗚
呼天不假年以報其労以慶應二年七月二十五日没年纔卅四不勝痛
罣也君性貞靖有氣槩殆如丈夫常讀古人義烈事蹟嗚咽泣下以
為樂又誦女子小人難養之聖語而慷慨立志又好和歌方其病革也
熱劇氣昏尚且使世長筆其新詠可見其志之所向也平居接人極
盡懇切内外皆服其没也人深惜之父直章学香川景樹翁後改益
堅有著書君受遺嘱謀世長将刻之不果亦可惜矣葬浅草正覚

此損即元董也
僕始生先考名益之助至明治改益太郎

寺新阡釈氏追號曰貞操院妙荘日任大姊生三男一女長女損次薦
女名謁三男近三郎以乙丑十月十五日生君没後無幾而病以十月朔日殤
葬君側曰智近夫某識

上山川大夫書

十一月二日佐藤莨再拜白山川大夫閣下今年春令孫嬰女痘其候險惡扁倉所逃閣下不敢棄莨拙劣辱命診視莨慘然蹙眉而退後不日謝世莨爲之不甘食飲者累日噫曩屢欲勸牛痘于閣下然閣下居位樞職而莨草莽之孤寒是以終不能得間而發之坐使令孫嬰殄毒豈罪在莨邪抑有數而然邪每思之面熱汗下身如受鋒刄因竊思閣下備宏遠之識洞照之見不以鉄鉄爲心故其取人必當不輕易乃辱取莨見置于人數之莨豈敢不罄愚瞽然令孫之事已噬臍矣自今而後於攝生活人之理所心知手得苟有利于閣下者不糸細大敢進而陳之發而不

隱此當少報于盛意之涓埃耳若或懼干犯顧時勢
隱而不發則比尋常路人之情縱閤下宥而不責豈
獨不愧于心是區々之心竊有以待于今日矣聞之
人閤下居常以令子令孫屢爲痘橫殤語而及之則
未嘗不酸鼻哀戚也近又聞某月新拏令孫長踊躍
而起曰有關係最大者安得隱而久發也長既再上
書爲女公子言牛痘之事其書留而不下顧牛痘之
理閤下已略知之夫牛痘者補造化之不及覆載以
來活人之術未嘗有如此之盛也然傳播日淺是以
國人尚未盡信蒙其洪福此所以長華勞心志饑體
膚而爲生民鳴木鐸也今也令孫之生閤下豈欲棄
此洪福而待彼天行殄毒乎則恐有剝膚之禍如今

春者未可測也柳亦命長施此術乎則令孫無瘢痕
之虞全天賦而長親戚傳姆無慄々之憂拊育得遂
閤下其亦可少慰平日酸鼻哀戚之情也此不必言
閤下或一信而行之也一籮無賢不肖傚而信之猶
水之赴壑然則其勢終上及女公子在于數月之間
矣而其化普及國中民俱仰其惠矣閤下之意果能
出於此則謂仁且義孰為不可長所謂關係最大者
在於此也古有棄其身而全君之遺孤者公孫杵臼
程嬰是也有棄其子而全弟之遺孤者晋鄧攸是也
是三士者處難行之地而為難成之事蓋舍私徇義
者也故各存青史千歲不滅未有為地彝倫而非之
者也況今閤下置令孫于康寧之地而上全女公子

下全一國之嬰兒此豈非處易行之地而為易成之事耶且至其功成也其苦樂得喪比彼三子奚啻天淵易曰君子見機而作不待終日也閤下之賢明固當自處之非敢所陳別録鄙文若干篇進呈于左右汚瀆電覽閤下其復宥蒖疎狂少憐微誠而有所采用雖死無悔無任無恩恩激切懇懇之至蒖恐懼再拜

上西郷大夫書

月日蒖白西郷大夫閤下蒖十五歳時為本藩御旗者屢從狩于原隰觀閤下威容肅整童心尚欽慕既而稍稍讀書屢觀閤下文詩于淄川翁所始識閤下宏才淑德傑然不讓古人矣而恒以未由左右為憾後十八九歳時遊石部氏墟題詩于櫻樹柵表當時淄川翁語蒖曰閤下見而奇之蒖窃榮之而欽慕倍切爾来且二十年未嘗不憧々于胸中今又將上一言于閤下亦終未由左右也故敍少小欽慕不已之狀聊欲以免唐突之罪冀寛貸而終讀蒖自遊東都來十二年徒糜廩粟無涓埃之報深恥曩昔為御旗者之日文詩亦拙惡動不及題詩柵表之年然而至醫事則孳孳為之務策蹇劣未嘗不念報國恩沾濡之萬一也如彼牛痘傳播於皇國精究其理首倡其說施之于本邦継施之於本藩頓踣困蹷奔走于數百里外壹以鳴鐸為任而如山川大夫高橋參政淄川翁水野清兵衛君皆爭而信之奚啻十朋之龜是

以上書爲女公子言之書留而不下因顧樞府當有所取屛氣而待既三年嚴命猶未下又恐法之是否事之取舍樞府其或得其厓略而未達其本領而然歟其或爲他人所尼而然欤萇窃憂懼方食不知味之甘鹹也蓋伏惟忠恭公之遺胤獨女公子在焉保護之道其宜深加慎重苟加慎重痘患最爲可憂此不特醫員國人亦皆言之然而不信牛痘者於其利害之際不甚用意容易騰口至其利害之跡已見則天也命也亦猶視越人之肥瘠亦何殘酷之甚樞府或取而從之以謂女公子保護之道完備無遺聞福山侯女君仙台侯夫人村上侯世子皆嬰痘而卒蓋痘毒之於人年長則益暴如婦人有月汛妊孕其變甚於男子此所以萇憂苦日深一日也當今之世賢明才德誰出閣下之右即知閣下憂懼之日亦既久矣伏望閣下其推所自憂懼以及萇之所憂若斷然勇決使萇施引痘以安女公子於平夷無險之地矣抑閣下一決而千萬人懽焉而慰先公之靈于泉壤之下實在今日閣下諒爲萇有鄙文若干謹呈左右冀萇犬馬之愚覆按曩所上書允其請私慼二十年欽慕不已之情以为可教則萬死無憾無任迫切悃誠之至萇恐懼再拜白

萇上脱憐字

平尾忠告號松亭為忠恭忠誠二公侍臣善詩与書今已殁

女公子諱敏子有姿儀在江邸十餘歲未患痘忠恭公在會津也深憂之嘗謂平尾忠告曰元萇唱牛痘其說可信速令引會有沮之者不果無

今侯即忠誠公
澁谷昌益在和田
倉本郎為外科醫
今已歿

幾公薨後屢上書議論全起不果西郷近思祗役江郎又干以是書今侯大信之命引渋谷昌益傳命以二月十九日為引期惜乎女公子以十八日晩感染天花其候危險瘥後瘢紅痲面眼殆失明女公子深以為遺憾云後無幾而下世一日偶探篋底得是書不堪今昔之感不覺泣下慶應丶丶春月

蓁々舎記

官舎矮小庭砌狹隘而無他泉石花竹可愛翫惟東北之隅有桃樹二章當暮春之初花始發淡紅美艶焯灼含露嚬咲可愛也而名舎曰蓁々有客詰其命名之悖余答曰舎花取葉非花不美於葉也特有所感于心而然余今遠奉母来江戸母素困暑而比土暑甚矣故患之方盛夏之時屋舎鱗次瓦甍櫛比炊氣相蒸人烟相拂不堪煩熱而遽欲求密竹高槐而招涼味豈可輙得乎余舎幸有二桃樹緑葉如滴清越滿庭皆影可庇清飈時起親移簟其下余讀書其下以凌炎帝之虐威寢作華胥之主覺作羲皇之民亦不外于此豈復擇竹與槐哉此則所愛在此不在

材字恐叔誤乎

彼所感在此不在彼矣而所以舍夭夭取蓁蓁也客曰善乃以爲記癸卯六月十日

棗花日鈔題辭

昔與先妣零丁相倚也先妣每警余曰兒行身宜質樸誠實勿浮躁淺露又曰學期有用勿爲無用余昕夕恪遵未嘗不置之於懷也今也遊菅庭先生門者久之奈才下質鈍不能復成一事泚然汗顏然亦得不爲師友所擯棄者實先妣訓導之力爲多也每一憶之未嘗不爲之浪然泣下也頃課讀之餘偶讀近體詩中有宋王晦材一絶云棗花至小能成實桑葉雖柔解吐絲堪笑牡丹如許大不成一事又空枝詩意蓋與先妣之言同轍讀至於斯燕翼之忝更益感刻爲則被人牡丹空枝肴是懼此卷置諸坐右以充容中日鈔其取名於王詩所以聊自警也丙午花朝後一日應渠拙者識

祭故桂園香川先生文

嗚呼先生捐館舍五十年于茲當時余舞勺在側陋
未知有先生及遷都下舅氏磯野直章具語東塢之
舊始知先生為海内歌道宗匠後進模範也蓋直章
昔學先生深感德義是以歳時必祭爲詞筵必祭焉
而余亦必與焉直章又纂訂先生之遺文余亦與焉
故余雖不親炙先生猶親炙也既而直章逝矣後逢
令嗣景恒翁于西京亦語以此事無幾翁亦逝矣而
所識如知紀古香忠秋等諸老東塢之秀凋落皆盡
存没之感嘗切矣今也令孫景敏君與高崎正風君
謀爰設追遠之會余衰朽尚得與爲蓋以私淑之久
思東塢之舊焄蒿悽愴若見之於罇俎之間情更切

矣嗚呼先生夙繼八雲之遺響慨然憤悱期敢為纙
簾之下不變操持近入紀允之域遠窺山柿之籬大
呼而唱音調之微振興歷代歌道之衰一氣至誠之
所麾天下靡然從之方今歌道之盛上則王公貴介
仰先生之遺風淵々然而輝詞華於
內庭者下則閭閻庶人巖穴之士攄懷吟咏于々然
而樂者豈非皆受先生啓廸之餘澤耶先生之業偉
哉此不可以弗告於今日蓋此非余之私言也亦代
直章之意也抑亦非代直章之意而天下欽慕追思
先生之德之公也爰奠清酒庶羞并詩歌各一首靈
魂髣髴來饗

明治十六年四月廿九日　後学佐藤元萇謹具

牛痘三畧

余自倡牛痘四年于茲我會津闔境大行如海
藏邸天花險惡夭札相望而經余引痘者皆無
復感染譬猶土庫儼存于延燒灰燼之中故人
爭信之奚翅龜蔡因思我鄉僻在東陬而此法
發已盛行其活者不可枚擧余竊嗚豫然漢蘭
學者互為牛痘說棓擊相軋醫俗傳誦而無識
者不知適從往往質余余固頑鈍且胸無蘭臭
焉能得斷其說之是非然至知牛痘之大有裨
于
皇國則葵藿之心終不可默止作牛痘三畧以
告質者癸丑花朝佐藤萇識

畧上

人力窮而牛痘出焉牛痘出焉而天下無險痘嗚呼痘科千古苦心終歸畫餅矣嗚呼自天平至今千有餘年没于此厄者不知幾千萬豈皇天不憫人也耶抑有數也耶夫痘其重者顆顆累疊如撒粟如蠶種其輕者僅僅數顆而已而輕不可以轉重重不可以轉輕也然而引牛痘者必止于數顆而無險逆無死亡萬舉萬全故醫與俗遽聽而冷笑徐聽而寘疑然精究其理則昭昭如鑒之照物故識者必信焉何也牛痘其性好約故引一顆則周身之毒攢于一顆引二顆則周身之毒攢于二顆三顆四顆理相同矣而於其固定之毒之輕重則終不得相轉故雖數顆自有輕重之確徵焉何也見點後八九日必發熱焮腫紅暈邊生蓋此以周身之毒迅發鼓行悉浮于大表而攢于顆粒也而其徵劇不一或如爪甲大或如棋子大或如木鱉子大至其最劇者如手掌大或肘腕通紅如塗臙脂蓋以千萬顆攢于僅僅顆粒也則毒之輕重著于紅暈上亦可見矣要之牛痘之妙攢于一處耳世人從斯處痛着工夫則思過半矣若夫牛痘濫觴與實驗引痘諸書存焉茲不復贅但邱氏以消爍清冷淵并俠白諸穴為引處鑿々立説然今試引血氣周灌之處皆發不拘經穴也顧邱氏為人慎重不敢廃師承耳又蘭學者流有貪多而引于數十處者徒增痛楚而無益邃于理者固當知此牛痘之畧

也

畧中

牛痘行而真假混焉真假混焉而貶議生焉故修引痘者邃乎理精乎術而後可能也理闇術疎則不能辨真假蓋世有此屬徒認假為真以為得其所後俄感天花即恭然咋舌而逃請者亦殫指譏之於是乎牛痘再感之説始出使斯良法厄而不得行終使天下父母一承前轍甘受慘毒豈可不慎哉所謂真者何也次序不違顆粒玉潤頂平而不尖脚收束緊色如春花含露清婉可愛痂堅牢而黝黒如是則使起獨立禪師視之必當操左券而證之余所引數百人皆是也假者何也次序無紀一二日而成疱頂尖而不平脚斜而不收束綰物輙破漿如泔淀如瘍膿痂如燭淚而不堅牢是也醫不知而取苗于此則必發假痘世人能於是處辨真假萬不失一矣此真假之畧也夫真假之不辨招牛痘再感之説以誤世雖罪有歸亦固仁之徒也而其過出理之闇術之疎洵可憐矣外是有峻拒牛痘之徒目未嘗窺其書心未嘗究其理喋喋焉設為怪僻之言或曰引者必夭又曰後必嬰險痘而死又曰毒畜于内後年生不測之禍其他無稽飛語囂囂焉盈街路要皆小人之爲而非君子之為也然三聽信市虎若昧者不悟為其褊惑後或發于天花則比以舌戕人也不仁孰甚焉孟子曰道二仁與不仁而已苟能抑塞貶議顯白良法以濟

援天下之赤子於災厄者可不謂仁哉擇苗法辨眞
假法引痘諸書在焉仁者當參閲若散花錦囊所載
採苗篇第九條徒資敗議甚有害于道因附于此

畧下

牛痘行而醫心分焉醫心分而猜忌生焉故修引痘
者有忠誠之心而後可論焉今夫建海防之策以充
徹桑者槪以植德養士冨國强兵為上矣因竊以牛
痘之行皇國也幸莫大焉德可植也士可養也冨國
强兵亦出於玆蓋生民之慘毒莫痘若焉其行也死
者相望家哭戸哀父母顧天傳姍斷身人口之減財
産之蕩不可勝筭也若其幸而得生則變美好為奇
醜變敏為愚騃為躄為癈為瘖為聾天下之大不
知其幾千萬殆如兵革傷殘之餘當路之人豈可恝
然不省哉今也列國皆施斯法則猶拯天下之赤子
於兵燹戎馬之中蕞爾都邑猶增人口數千況於堂
堂大國則不下數萬人數年之間生齒之繁衍其數
不可勝計也而天下皆戴恩懷德願死其長上於是
乎一旦有緩急誰不念奮力以報昭代無疆之德耶
人或慮不出于此動以變法斥牛痘果何心哉蓋痘
傳自蠻即救以蠻法固其所宜況關涉如斯之大乎
余故曰有忠誠之心而後可論焉也

小嶋宗真翁ハ号ス家稼素潤ニ診療ヲ業トス[illegible]一名信斎ト云

春庵ト号ス医学館ニ学ヒ西道高ノ門ニ入リ[illegible]人参

ヲ採リ上リ中年ヨリ肥満ナリシ後ハ偏ノ病人[illegible]

患フルコト以テ人医業ヲ廃シ而シテ経絡ヲ考[illegible]

新ニ蘭学ヲ学ヒ多紀氏ニ就テ服[illegible]

尾張ノ医師森春涛大槻玄沢ニ従学ス小嶋ハ一書ヲ

著シテ肥満ノ人ヲ診スル[illegible]

[illegible]不寐ノ症ヲ[illegible]

経ルコト自ラ[illegible]数年[illegible]

小嶋ハ氏ニ[illegible]

慶應紀元[illegible]賢

保忠祖父保定ニ一父忠蔵の爲ニ[illegible]
[illegible]御[illegible]明年の[illegible]保忠[illegible]
[illegible]忠部[illegible]河[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]保忠[illegible]慶應二年二月[illegible]
[illegible]明治四年八月[illegible]
[illegible]東京[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]書[illegible]

[illegible]
[illegible]安永[illegible]幕府[illegible]
[illegible]蘭[illegible]
[illegible]
[illegible]桂川甫[illegible]中良別号森[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

〇（伊澤刀自の話）私（曽能）の幼時、宅（伊沢）で「お針」子屋へ、女がはいつた。その良人が病身なので、女は動もすれば母（榛軒妻）は心配話をした。此の女が母と同年であつた故か、母は殊に憫然に思ひ、十分に心配するうちに、ふいと亭主が役者とよくなれに、おまへ一人位は「冒殺し」ましても宜しい、といふこと。ところが正月十五日の本郷の大火（保弘化三年丙午ニ）に、其の女の磚亜町の住居は全焼した。それより前、亭主は大麻で如何ともすることを得ませんで。然るに其の頃、春庵さん（小島寶素）が出

手元不如意とやらで、四疊半の座敷（離れ座敷のこ
を至急賣拂ひといはれしこと。榛軒は其の座敷
（非常に旧き座敷）の材料を買受けて、宅の裏地面、菜
園の傍に建て、それへ此の老夫婦を住はせしを
いふ。

（母五百の話）春庵さんは頗る肥満家で、自分の局
部を見ることは出来んだ。一日某家へ入浴しれ時、浴室内
に大きな姿見鏡があつたので、図らずも局部を
見ることが出来た。其の後、友人に向つて「私はてん
な嬉しいことはなかつた」と話された。友人が微笑し

ひれに春庵は儼然として「イヤとよ、身は父母の
遺体なり。さらば其の一局部たりとも、知らずして
日を過すは、父母の遺体を忽かせにするの嫌ひあ
り。近日此の嫌を散ずるを得たり。何の喜か之に
如かんや」と言ひたりとぞ。

海保漁村

与寶素翁

頃何誕之節兮。未審氣體佳安否。伏惟万福。當此炎
熱如燬。与蚊蝎之嘬膚。讀書之情索然。故此來既夕
即寝。侵晨而起。以燈入蚊幬中。是時有一般涼味來
侵人。頓覚簡編可卷舒。此境此計。不欲私之已。故其

以告。詩本音謹帰趙。見投易音一本。幸甚。

（保云。邶風旄丘篇。「旄丘之葛兮。何誕之節兮」。毛云。「誕、闊也」。厳云。「葛長而節闊。故嘆其節之闊也。感寄寓之久也」。詩緝 按、厳説非也。言待遇之不厚也。肥此文所謂何誕云々者、闊々相見久闊無沙汰之意歟。謹乞示教。）

小嶋春沂親類書 写　嘉永二年

御目見医師 [illegible]　小嶋春沂　酉年廿一

文政十二年丑九月廿九日於[illegible]出生　[illegible]

親類書

父方

養父私方祖父小嶋春察 私 実父私方祖父村田長庵法眼私之男

一　祖父　[illegible]　小嶋春庵　死

一　祖母　[illegible]　荻野言澤 娘　死

一　父　高百石法之外人扶持　小嶋春庵法眼

文恭院様御代享和三亥年六月廿九日父元鳳病死家督
跡式ノ儀ハ同年七月四日被仰付　以下ノ儀略ス

一母　以上存生　外祖父　一色仁右衛門娘

一姉　以者醫師　外父小嶋玄庵法眼娘　大関玄道妻

養父外祖父一色仁右衛門孫　実父外祖父小嶋玄庵法眼孫

一妹　壱人　兄一色主馬妻　死去

一妹　外父小嶋玄庵法眼娘　壱人

一妹　父元鳳存生　死去

一弟　当時人別　小嶋玄渓

一弟　当時人別　小嶋以摂老師　右同断

右同断

母方

一祖父　以上存生　一色仁右衛門　死

一祖母　以上存生　以下従弟違之有之候略　一色仁右衛門妻

右之通ニ御座候所此度家督相続之儀ニ付如此御座候　以上

右　御目付衆へ

春沂年齢ハ不威ナレ共多分遠ハ　貞林寺墓碑　安政四年八廿九
歳ト相成ナル
春沂法名ハ登香院ト唱ル　父忠宝兵衛帳ニテ安政四年五月八日亡ス
春沂妻　私姉タバ　明治卅一年ノ二月五日於播州有馬郡死年六十九三回
貞林寺ニ葬ル
大剛玄道ハ尾州公御名ヲ憚祐言ト改名ル
春溟以下ノ事ヲ前記録無之分リカネルニ付星一方ニ問合ハセ判然致シ候
春溟尚同妻ハタバ姉ノ以（亀仁助卿）春女トナシ譲渡致シル　名ハ定ト唱
ナル　明治三十六年七月九日死　年六十四才

一　卯ノ廻リ落星ヲ小笥里一ニモ写セタ
ルニ　当代ノ当主ニテヤハリナラノ
事ヲ

No.

森養竹ノ養子ノコト

平野杉右衛門ハ五十俵位ノ家格郎中
士ノ下位ニテ文事ナドアル人ニハ無之
亀三郎ハ杉右衛門ノ三男ニテ養真ノ長
女おう（養竹ノ孫、養竹ノ寿蔵碑ノ跋ヲ記シタ
ル人）ノ入夫トナリシガ　おうハ病身故間モナ
ク離縁トナリタリト云フ
注　おうノ病氣ニテ夫婦ノ交出来難キニヨ
トノコトナリ
亀三郎ニ餘リ長所アル人物ニアラサルベシ
今其行方ヲ知ラズ　亀三郎ノ兄ハ小生
モ熟知セリ

月
おうノ妹ハ中田邦行ノ妻トナリシガ　中田ハ先
年死亡

矢島家略譜

(千)(断)（朱：作）（朱：ハ）「泰平千代鑑」

（朱：即ち治ム公ノ千代鑑ヘ抽多ガまつへさしとし）

(断)ハ一片紙

(羽)ハ「羽化随筆」

(梅)、保ノ註解

(千)元文五年庚申

初代 玄碩道優 (羽)延寶六年戊午生、此年六十三歳。

十一月二十六日知行二百石被下置

江隠居様玄圭公 (羽)玄圭公ハ津軽信寿 江医者被召出

(千)寛保元年辛酉 五月五日江目見

(千)同 三年癸亥 六月二十一日江匙ヒ作付

悴玄珠 十月十五日、江目見

(千)延享元年甲子 八月十九日、百石江加増

同　三年丙寅

玄圭院様依逝去ニ付、四月三日（朔イ）格式是迄之通、表医番御勤相止ニ作付

同　四年丁卯

十一月十五日御近習之方御番相勤之相止ニ作付

寛延三年庚午

玄珠九月十一日、月並出仕願済

十二月朔日（玄珠）御奉公見習勤之通、表医者ニ作付

宝暦三年癸酉

二代玄珠優村（朋）享保十四年己酉生此年二十五歳

九月十五日、玄碩（朋）七十六歳隠居願之通、玄珠へ家督無相違三百石十人扶持被下置

同　四年甲戌

十二月六日道優（玄碩）病死、七十七歳、法号齢俊院

同　六年丙子

於御小詳六月御近習詰ニ作付

同六日御近習医者ニ作付

十行　廿字　東京相馬屋製

同　十二月八日於七ツ作付

同　七年丁丑
於御国許正月二十日於七ツ時免許被
仰付

同　八年戊寅
三代　昌伯安久　末期養子　㊊此年十四歳　延享二年乙丑生
二月十三日、優村珠玄死、三十歳、法号延壽院
四月十一日、親玄珠跡式知行米知百五十石
六人扶持被下置
但シ新年之内ハ其内又半高七十五石ニ

下置、
同二十日於御目見

同　九年己卯
六月十三日、養母俊、松平阿波守様於奥様へ
於別段も有之候ニ付於随身中上之候
御序
九月廿日、同並七位御序

同　十年庚辰
十二月二十八日、表於大病人多子付、御七作
付　㊊十六歳

十行　廿字　東京相馬屋製

千 同 十一年辛巳
正月七日、助河林ト作付
三月十五日、床屋入所ニ而表醫志ト作付
羽 十七歳
千 同 十二年壬午
二月晦日、養母代年若ニ付里方へ引取申候
仍致候
千 同 十三年癸未
五月三日、松迪ト改名致候
千 明和四年丁亥
五月二十八日、玄碩ト改名致候

千 安永元年壬辰
七月二十八日、齢庵ト改名願候
片 同 四年乙未 三月廿八日
矢島氏娘（齢庵）男神山甚右衛門方ニ遅而有之内
大病ニ付、同日ニ死去、附添養生仕居候
右即日剃髪ト作付
千 同 七年戊戌
齢庵八月二十一日死、三十四歳、法号光闡院
千 同 八年己亥
齢庵、及末期実子玄順、末期ニ申立、齢庵病死

十行 廿字 東京相馬屋製

拙叔父田中左司馬ゟ悴玄順幼少ニ付、縁者
町醫細沼松元儀番代ニ仰付度候願之通、正
月十五日、跡式無相違百五十石六人扶持、松
元へ上下並、表醫者ニ仰付
候
五月朔日、御目見（松元） 七月朔日、松（松元）純ト改名

天明四年甲辰
玄順 七月朔日御目見

同 五年乙巳（初安友）

四代 玄順優勝
翔 年齢不明

十行 廿字 東京榛原製

八月十五日、松純病身ニ付、番代引込願之通、
御給禄百五十石六人扶持、玄順へ上下並、表
醫者ニ仰付
十月朔日、月並出仕初候

同 六年丙午
三月朔日、細沼松純悴養子道以へ玄順御給
禄之内五十石二人扶持分知ニ仰付度
候願之通分知表醫者ニ仰付
同十五日御目見（道以） 廿九日、月並出仕初候（道以）

同 七年丁未

（十）

七月廿一日道以病身ニ付分知差戻永ノ仕暇願ニ至尤分知之内二人扶持ハ玄順ヘ差戻松順生涯之内玄順方ヘ継作抱五十石ハ高ニ被召上と被仰付

同十五日御目見　廿九日月並出仕願済

同

八年戊申

四月十一日松純病死

同二十日松純病死ニ付二人扶持も被召上

と被仰付

寛政元年己酉

（十一）

同

十一月三日御番見習願済

四年壬子

四月十八日弟松七郎為養子度御切紙ニテ服部氏附添引込ニ付夫ゟ十九日代講と

仰付

同二十日

小笠原右近将監様御七人醫師

廣瀬周庵　娘

矢島玄順方ヘ

右縁組之義も去伺済之旨申上

矢島玄順頼

渋江道陸

（掟）定所乞成

四月二十日

篤松七郎左衛門様

㊉ 十二月廿四日妻廣瀬氏死 法号京智院

㊉ 同二十七日小川道以流門生ニ入門

片 同 六年甲寅

片 四月十一日古文孝經講釈ノ旨流月付ヘ

宅字名義章 諳

申立

片 五月○日流吟味

片 八月二十九日流吟味 孝經天子章講釈

十一月十四日流吟味 論語雍也篇

千 同 八年丙辰

四月二日秀碩生

羽 以ニ一代寄碩傳録

片 同 十年戊午

五月廿一日渋江道陸老是迄於醫学館醫書

致講釈、処此節同人病氣ニ付、病氣中玄順

代講上田内蔵殿ヘ相伺候旨同役会ニ通ス

有之

千片 同 十一年己未

正月廿八日於学館醫学世話役ニ被仰付

十二月廿四日

私妹板垣治太夫妻不縁ニ付此度離縁仕

候此段申上候

十二月廿四日　矢島玄順

杉　丹下殿

梅　用人杉山丹下之

享和元年辛酉六月十七日

小普請醫師

高二百俵

塩田宗京

右同人方へ私妹再縁取究申度奉願候

仰付被下置候様此段奉願候

六月十七日　矢島玄順

櫻　半兵衛殿

梅　用人櫻庭半兵衛之

九月廿九日

私養妹田村彦兵衛娘小普請医師塩田

宗京方へ今般差遣申候此段御届申上候

九月廿九日　矢島玄順

同

二年壬戌二月十一日

松平周防守家来

高百石

奥醫師　石川甫淳娘

右私妹再縁取究申度奉願再縁ニ付

以後生存

二月十七　矢島玄順

杉小藤右衛

七月八日

塩田宗策方へ妹某を遣し候縁組願年七

いよ印（以下なし）

四月十七日於御前中奥通と作付於近習医

（前）表同格伝役[illegible]妻[illegible]格と作付

文化元年甲子

五月七日於御前中奥通と作付

同　二年乙丑

七月十八日於近習詰と作付

同　三年丙寅

四月廿三日於近習医者格と作付

十一月十四日至心院

同　四年丁卯

四月十二日果山智報

同　五年戊辰

二月廿一日於近習医者と作付

同　六年己巳

正月十一日醫術出精ニ付先年依願御川上
御手当五十石二人扶被成置候ヒ作付
（按）百五十石六人扶持
同二十八日悴秀碩御目見
十四歳
（羽）知行[?]被下七歳以上ニテ御稽古候、扶
被下十五歳以上ニテ御稽古候
二月十三日玄碩ト改名致ス也
（十）
同 十一年甲戌
三月十五日 一粒金丹御伝法承[?]
（保云、一粒金丹伝法ノ詳細モ文政五年
壬午江戸ニ於イテ[?]相承セシ後伝法
年十八歳

（午）
同 十三年丙子
二月朔日於御国許御筆神農像拝領
（受けたる書類ヲ載せ置[?]）
（不日[?]之ニのせし）
（午）
同 十四年丁丑
〇月〇日 正長生 （不明）
六月朔日秀碩月並出仕 二十二歳 七月朔日御支配
習願之通表醫者ヒ作付
（午）
文政三年庚寅
（朔）十一月廿五日秀碩新料三人扶持被下置
（前）七月廿七日是心院 （不明）

十行 廿字 東京相[?]製

㊉ 同 六年癸未

二月朔日新料二人扶持被下之

玄碩 百五十石四人扶持之外之給付(?)

㊉ 同 八年乙酉

十二月十五日秀碩上仙院様奥通と仰付

（津軽寧親（此年致仕ス））

同廿八日於御国許被御紋御熨斗目拝領（玄碩）

㊉ 同 九年丙戌

正月十一日於御国許二十俵新料増と下之（玄碩）

㊉ 同 十年丁亥

九月廿七日於御国許駕籠(?)御免と仰付（玄碩）

十月十二日秀碩奥御医者御表方と仰付

㊉ 同 十一年戊子

正月十一日於御国許五十石御加増

都合二百石八人扶持

七月廿八日薬箱拝領

八月廿八日秀碩羽公へ御月見奥通と仰付

是迄之通御表兼(?)加御新扶持と仰付

（羽公ハ信順といふ 文政八年乙酉四月十日信寧致仕の跡を継く）

㊉ 同 十二年己丑

三月十六日表医者小普請医并[illegible]共医業執

次列擬(?)扱と仰付

玄碩、中丸 同員 二人之

(千) 天保元年庚寅
於御國許年頭屠蘇調合ト被仰付

(千) 同 二年辛卯
四月廿六日秀碩特ト被仰付

(千) 同 三年壬辰
閏十一月朔日秀碩御近習詰ト被仰付 新科三
人扶持増被下置 都合六人扶持
十二月廿八日玄碩、瑶池院様御役御羽織
拝領

(千) 同 五年甲午
五月九日於御國許[illegible]科増被下置
六月十五日大病ニ付朝鮮人参頂戴願済
同廿三日病死弘前、葬貞昌寺、法号勝光院
同廿六日秀碩附添下為廿九日出立 七月
十八日御國着

五代秀碩優録 (後ニ玄碩) 此年三十九歳
十月朔日親玄碩跡式無相違二百石八人扶
持被下置
同日一粒金丹御傳法ト被仰付

(千) 同 六年乙未

十一月十一日玄碩ト改名届

㊉ 同 七年丙申

三月廿一日依近習醫者格ト作付

㊉ 同 十年己亥

十一月廿七日觀行院

㊉ 同 十二年辛丑

十月十九日真性院

不明

㊉ 同 十三年壬寅

二月晦日再娶山田屋金右衛門妹八重女

八月十七日秀太郎生ル

同廿七日圓鏡童子 ㊐羽 秀太郎ノ

九月十四日山田屋八重女離縁

十二月廿九日依附依近習醫者助依究ト作

付

㊉ 同 十四年癸卯

九月廿四日又娶原芸庵養妹壽美女ニ実ハ先 ㊐羽 加納遠江守臣件

高村喜左衛門妹 王代

㊐羽 原芸庵ハ玄碩ノ姉某ノ夫也、其ノ二子アリ

生ル、長ヲ亀吉ト云ヒ、次ヲ芸庵ト云フ、二

子共ニ故アリ無頼ニテ勘当ヲ受ケシガ後

父ノ吉尾死シテ次ニ吉尾渕介亀吉ト居
ニ流レヘ来リテ金ヲ借請シ、死ヒト居直
リ借金的ノ無利ナルヲ困リ切リタリ」
喜太女ハ本所牡丹園ノ祖父病ノ妹ニ失
息ノ下婢タリシガ、是ニ奉ゲラレテ妻ト
ナリタリ。

九月廿八日環（タマキ）女生

弘化二年乙巳

三月廿五日玉姫様御頭取ト作付

同三年丙午

(千)

三月十七日鐵女生　(羽)後ニ優善ノ先妻　卜十九

六月十日武之助様御用掛ト作付

(羽)此年十二月二十三日ノ記録ニ「武之助様御賀
養子願ノ御事、又安政二年乙卯七月二十二日
ノ所ニ「有孝公薨ス、并ニ御名代若殿様三
月二十六日御発喪之処於御国許七月二
十二月御趣
去ヲ悔リ人

嘉永元年戊申

四月七日御近習医者ト作付

保云、右は御医者の為め、此の優遊と抽籤
との出生及び并称對照表を掲げて導究
まい年せん、

(羽) (千)

同 二年己酉

十月三日大澤長□ 後妻 優善後妻 唐津藩士ノ女 後鉄ト改ム

（後、明治四年、矢島優ニ嫁シ 三十三歳 同十三年十月二十三日死 三十四歳）

同 四年辛亥

正月廿三日、妻壽美死 法號性善院

五月廿四日 環（ハマ）死 九歳 法號孝心院

六月十六日 表向十八日 優善死 五十六歳 法號善慶院

六代玄純允善 末期養子（翌五年壬子九月十日 玄碩優善ト改名）

（天保六年乙未十一月五日生、此時十七歳）

[illegible]

優善

寛政八年丙辰 生

文化十四年丁丑七月朔日 表医者 二十二歳

文政八年乙酉十二月十五日 奥通 三十歳

天保三年壬辰閏十一月朔日 近習詰 三十七歳

天保七年丙申三月廿一日 近習医者格 四十一歳

嘉永元年戊申四月廿七日 近習医者 五十三歳

全善

文化二年乙丑 生 時ニ優善十歳

文政五年壬午二月廿六日 表医者 十八歳 優善二十八歳

文政十二年己丑三月廿六日 奥詰医者 二十五歳

天保二年辛卯十二月廿日 近習詰 二十七歳

天保十四年癸卯六月十五日 近習医者格 三十九歳

弘化四年丁未十二月二十八日 近習医者 四十三歳

十行 廿字 東京相馬屋製

同壬子年

七月朔日御目見

八月朔日月並出仕願之通

同廿一日表医者と被仰付

十一月十七日御達。御用有之医学館へ

在宅之

講書聴方久しく相一段このたび

右多紀安宅老に相渡

（以下数年中[illegible]）

十行 廿字 東京相馬屋製

○志村良愷（天保九年戊戌生。今茲八十歳）旧通称を玄叔といふ。水野和泉守（山形藩主）の医なり。安政四年丁巳、柏軒門に入り、文久三年癸亥まで前後七年間従学せり。同年柏翁没して後も猶伊澤家に止まり、万般の世話を為し、翌元治元年甲子に至りて始めて同家を去りしといふ。○爾来志村は猶江戸に在りて医務に従事し、維新の際には藩地山形へ移住すべき筈なりしに、会々藩主江州へ国替を命ぜられたるを以て暫らく出発を見合せ居る中、遂に移転するに及はぬこととな

りしにて今日まで至れり。初めは青山の水野邸（今の練兵場の処なりとが云へり。）に居りしが、幾もなく原宿に土地住宅を購ひて其処に移れり。今の住宅是なり。

○家茂将軍上洛の節、随行せし醫師は、概ね駕籠を驛次に為し、纔に一僕を伴ふ位の事なりしかど、獨り柏軒は六尺四人、及び若徒などを従へ、之に鹽田良三、志村玄叔を加ふれば總計八九人の同勢となり、随て費用も頗る多かりしなり。

良三は重もに會計を掌り、玄叔は病家を掌りたりき。

○柏軒、京都滞在中は、エビス川町、染物屋の別宅を借りて宿所となし、隣家より『焚き出し』をさせ居りたり。其の死没しけるも此の家に在りしなり。

○志村云。『當時私は先生が此くも我れらく風情をたりよりませらるゝかと思つて竊かに感涙を催ふした事があつた。それは外でもない、先生が病（中気）の時であつた。元来先生は雷鳴が大嫌ひの上に往年醫学館に於て云々。（例の便所に往りし時、直と前の庭へ落雷して柏軒が小便所へ倒れける話）爾来益々嫌ふやうになつての然るに蛭子川の宿所で病に罹られた節、私は代診と

一日

して或る病家へ赴いたが、折悪しく途中で迅雷に出遇つた。其の病家へは堀を廻はつて行かねばならず、遠方のことゝて甚難渋ではあつたれど、私は職務を大事と心得たから強みて先方を訪問した。而かも此の際只管職務の観念は脳裏を占領せられしためには、いつも先生が雷を嫌はるゝといふことは念頭に浮ばなんだ。そして只『此の雷鳴にも拘はらず、任務を全うしたのを、先生に誉められる』といふ希望をのみ懐きつゝ病所へ帰つた。スルト先生は意外にも大いに不機嫌の様子で『元叔さん、足下は私の雷が嫌ひなるを知つて居る筈だ。それに中々帰つて来ないので、病家でも大事ではなからうけれど、足下の為めには私の方が猶大事ではないか。足下等が側に居なければ、私の心細さは如何ばかりであらうか。足下がその点に考へ及ばぬならば、餘りと言へば酷いではないか』と言はれ散々に呵られた。しかし私は呵られながらも、先生がそれ程迄に我れをたよらるゝかと思つて、嬉しさの餘りに感涙を注いだ。

十行 廿字 東京相馬屋製

○又云。先生ハ京都滞在中も病家ハ頗る多かつた。それハ京都人ハ勿論先生に治療を乞ふ者が多かつたれど、第一、同じ随行殿伴の旗本たる人等ハ概ね先生の治療を乞ふた。それ故先生ハ目の廻はる程忙しかつた。然るに先生ハ早朝先づ将軍家に謁する為めに不在であり、其の後といへども随分多忙であつた故、塩田と私とで代診をせねばならんだ。而して那の金銭に無頓着なる先生の、困難なる財政に就てハ塩田が常に其の衝に当らねばならぬ故、代診に就ての私の事務ハ甚繁忙といはざるを得なんだ。

○京都へ随行の医官ハ漢家でハ先生の外、紀藩より附添ひ来れるものなどを合せて二三名、蘭家でハ竹内ゲンエキ（玄益?）、薬研堀の林東海等であつた。

○保云。松田の話に拠れバ、当時水野閣老ハ心を蘭医に傾け、動もすれバ柏軒を排斥せんとし、柏軒も之を知れるより、西京滞在中に或ハ大衝突を来すべき恐れがあつた。それ故僕ハ二人間の調停者として、先生ハ志村を随へられんことを切望して、

云ひ此のことは書き記し置きたり。依て今、保は志村に向ひ、此の事に就て単刀直入的質問を試みたり。然れども志村は杉田、塩田とは異なりて、真の好々爺居りて、其の癖、塩田は不治の病に苦み居り、杉田は胸疾ありて、不具者と称すべき惨状なるに、獨り志村は健全無病にて其の答辯充分遺憾なくして真に矍鑠として嘆ぜざるを得ず。今其の一二を掲げん。

志村は云ふ「私が心配さうな顔をして居ると、先生は言はれた。「ナア、水野が一人で政事を執つて居るまではよし。何もさう心配をするとはたらく。それよりか酒でも飲んだ方がよいと斯く言つて酒宴を開かれた。

上京の際にも船にしやうといふ評議には私へたまは相違ないが併し第一に大奥が舟を嫌つた。先生などに随ひ舟と決定すれば乗るつもりで居られたが、但し先生の意見に「若し舟で行く例が出ると、手軽にする故、度々上洛せねばならぬことが出来る。それよりも陸で二十日間も掛ることにして手重に億劫にして置いて方が得策であらう」といはれた。

○ 二月十五日（柏軒自記）

上洛の折には二月二十日頃に江戸表を出発し、（保云ふ日記に正月二十八日とあり）

三月四日、即ち節句の翌日に京都へ着いて、勿論帰路は舟で行つたが栩先生は病気の為めに跡に残り、遂に京都で死去された。

先生は豪傑肌で会計には一向頓着せられなんだ故、金銭には度々差支へられたらしかつた。併し俊子夫人存命の砌は狩谷から融通をせられ、夫人没後には春女の弟が浅草に居て穀屋をして居るゆゑ、それから立替をしたらしかつた。尤も禄高二百俵、勤務料二百俵、都合四百俵位十人扶持の収入があつたゆゑ、返済は一切怠らなんだらしかつた。

講義の日は定まつては居られたが、病家廻はりに忙がしく、往々日没後程経て帰宅せられ、「今日は疲れたから講義を止めて酒にしやう」と言はれ、酒宴を開かるゝことも度々あつて、清川安策などは午後早くから来て待つて居られて、酒を振舞はれた。

それゆゑ私共志村等は先生に請ふて抽斎先生の御講義を拝聴に出掛けた。抽斎先生の講義は毎月六回、或は九回、キチンと約束通りに始まり、状

して休會せられることが多かつた。炎暑の際でも我々は午飯を喫し畢れば直にテク歩行きで中橋から本所へ出掛けた。御講義中に我々が疲労の為めに睡眠を催したとき、抽斎先生はヨク笑ひながら「大分諸君が疲れた様子だからすこし休息しやう」と言つて茶菓を供され、やゝ久しく立ちて後「もう少し遣りましやう」と称して又講義を続けられ、それが終はると又酒食を饗せられる事もあつた。

抽斎先生は頗る照葉狂言を好まれ、度々中橋の佐野松へ行かれた。私も度々御供をした。柏先生は勿論であるがわれわれのなかでもやはり照葉好きであつた。

志村は保の母五百に甚く感服して居るが、私へもお母様はまだ御存生と存じて御消息を伺ひよろしくと六七回も繰返して言つた。

柏先生の妻女子[?]は本も読み、手跡も美事であつて、平生は専ら裁縫に従事して居られた。併し小野道秀などが来ると是れ幸ひと酒を飲み始め、道秀を揶揄しながら、いつ迄でも飲んで居た。畢竟

此の人は酒の為めに生命を縮めたのである。就中柏先生が将軍家に御目見をせられた折、引つ切りなしに賀客が来たが、先生は不在勝ちで、いつも酒の相手は夫人と極まつて居た。夫人の没後に先生は「惜しい事をした。御親造は乃ち御目見をして為めに、酒で死んだのだ」といはれた。

保云ふ。柏軒が将軍家に謁したのは安政四年丁巳十月十五日、俊子の死去は同年十二月十三日に據る
「千代鑑」より。

○柏先生は繁忙であつて、故郷に採薬には往かれず、我めくは、いつも森先生に誘はれて出掛けた。養竹氏の人物に餘り感服せなんだ故、甘草の他種々難解の薬草を持ち出して、死んだと試験的に質問を試みた。氏は些の猶豫なく答へられして甚の後書物に照らして見ると、悉く確実であつたと想ふに、意に讀書上より知識を得たのではなく、相州に在つて折に實驗をしたのであらう。

○柏先生の塾生に、中橋に居られた頃に、僅に三四

名では一つくだに、伴云く、今少し多かりしならん　お玉ヶ池へ移轉
せられてより俄かに増加しぬ。
先生の門下にて維新後迄も漢法醫で押り通し
たものは渚川一人ならん。平川良栄は久
留米藩醫にて、一旦帰國の後、再び上京して橋場
の邸内に居り、官員となつて。私達は暫らく醫者
として居られた。病家は旧同藩士が多く、甚の人
々は毫も藥價を償はず、病家が殖えれば殖える
程、損失が大きくなるので、餘儀なく外出して病人
を避け、遂に廃業した。

先生の嗣子得庵氏は、他に稀なる才人なりけれ
ば清元、長唄の謡ひ方さへ、文句さへ、三味線の手
などよく熟達して、彼の有名なきいやあなぞ
が文句や三味線の手を忘却すると、得庵に尋ね
ると記憶して居て教へてやつた。されば天
才とでも言ふべきかと私は思つた。
係は志村は初對面の挨拶をした。併し志村は之
を否定し「私は抽齋先生の御存生中より御逝去
後二三年間、即ち当下は四五歳の頃まで能く知
つて居るといひ、膝人をも知つて居る。

○志村氏の令息ハ本年六十七歳よりいへば、こしテ見れハ氏が十四歳の時の子なるべし。

宝暦二年		
三		
四		
五	伊澤~~伯~~信階十二歳 菅茶山八歳	宗伯生一歳
六		二
七		三
八		四
九		五
一〇		六
一一		七

十二		八
十三		九
明和元		十
二		十一
三		十二
四		十三
五		十四
六	七月正蕃卒、正備立、 正福手卒、	十五
七		十六
八		十七
安永元		十八
二		十九
三		二十
四		二十一
五		二十二
六	信悟生一歳	二十三
七		二十四
八		二十五
九		二十六
天明元		二十七

二		二十八	
三		二十九	
四		三十	
五		三十一	
六		三十二	
七		三十三	
八	已倫[illegible]能相、	三十四	
寛政元		三十五	
二		三十六	
三		三十七	
四		三十八	
五		三十九	
六		四十	
七		四十一	
八		四十二	
九	信階五十四 信恬二十一	四十三	忠琢生一歳
十		四十四	二
十一		四十五	三
十二		四十六	四
享和元		四十七	五

二		四十八	六
三		四十九	七
文化元	正倫卒、正精立、 信厚生一歳	五十	八
二		五十一	九
三		五十二	十
四	信俗没六歳	五十三	十一
五		五十四	十二
六		五十五	十三
七	信重生一歳	五十六	十四
八		五十七	十五
九	正精卒、正寧立、	五十八	十六
十		五十九	十七
十一		六十	十八
十二		六十一	十九
十三		六十二	二十
十四		六十三	二十一
文政元		六十四	二十二
二		六十五	二十三
三		六十六	二十四
四		六十七	二十五

五　六十八　二十六
六　六十九　二十七
七　七十　二十八
八　七十一　二十九
九　信恬五十　信厚二十三　信重十七　七十二　三十　亭蔵生一歳　斎
一〇　三十一　二
一一　三十二　三
一二　三十三　四
天保元　三十四　五
二　三十五　六

三　三十六　七
四　三十七　八
五　信淳生一歳　三十八　九
六　三十九　十
七　正寧隠居、正弘立、　四十　十一
八　四十一　十二
九　四十二　十三
一〇、　四十三　十四
一一　信厚三十七　信重三十一　信淳七　四十四　十五　碧山生一歳
一二　四十五　十六　二

一三		四十六	十七	三	
一四		四十七	十八	四	
弘化元		四十八	十九	五	
二		四十九	二十	六	
三		五十	二十一	七	
四		五十一	二十二	八	
嘉永元		五十二	二十三	九	
二	盤生一歳	五十三	二十四	十	
三		五十四	二十五	十一	
四		五十五	二十六	十二	
五	倍學殁四十九歳	五十六	二十七	十三	
六		五十七	二十八	十四	
安政元		五十八	二十九	十五	氏生一歳
二		五十九	三十	十六	二
三	宏生一歳	六十	三十一	十七	三
四	已巳卒、已癸亡、	六十一	三十二	十八	四
五		六十二	三十三	十九	五
六		六十三	三十四	二十	六
万延元		六十四	三十五	二十一	七
文久元	已酉卒、已亥亡、	六十五	三十六	二十二	八

二		六十六	三十七	二十三	九
三	信重歿五十四歳	六十七	三十八	二十四	十
元治元		六十八	三十九	二十五	十一
慶応元		六十九	四十	二十六	十二
二		七十	四十一	二十七	十三
三	正方歿、正柾之	七十一	四十二	二十八	十四
明治元		七十二	四十三	二十九	十五
二		七十三	四十四 二月十二日歿	三十	十六
三	信淳三十七 相三十六	七十四		三十一	十七
四		七十五		三十二	十八
五		七十六		三十三	十九
六	信淳四十 柏三十九 徳十五 良九 磐二十五	七十七 十一月十三日歿、是年〻危丈人入福山、		三十四	二十 十一月廿六縁
七				三十五	二十一
八				三十六	二十二
九				三十七	二十三
一〇				三十八	二十四
一一				三十九	二十五
一二				四十	二十六
一三				四十一	二十七
一四				四十二	二十八

10 高知堂製

小澤隆八氏所有慊堂詩文類書名

慊堂遺文　一冊　接鮮瘖語　一冊

慊堂存稿　一冊　慊堂詩文集　五冊

游東陬録　一冊　慊堂文集　一冊

豆游小志　一冊

計　十一冊

一五	四十三	二十九
一六	四十四	三十
一七	四十五	三十一
一八	四十六	三十二
一九	四十七	三十三
二〇	四十八	三十四
二一	四十九	三十五
二二	五十	三十六
二三	五十一	三十七
二四	五十二	三十八

高知堂製

棣堂遺文目録

巻上

刻 唐釋教文序
刻 草隷彙編序
書贈服叔養冊首
復疑復苦洲公子
書墨水漁唱後
山田新左衛門墓誌
刻 題蘭亭臨本後 乙酉正月
代書法華經後

十行 廿字 東京相馬屋製

與平島八郎兵衛書
復冠山矦
答神戸矦
書西條世子絹
與長鹽蟬莽
題述齋公日光紀行後　乙酉十二月
書唐釋教文後　丙戌七月
山本忠英墓志
書山梨玄度象賛後　同十月
復冠山矦訂定文集目次　丁亥二月
題澀上漁謡首代　丁亥
澀上漁謡跋
伊藤景久像賛　丁亥
游豊日志跋　丁亥七月
題堀田老參咏弓長歌後　同十一月
澁川某墓表　同
代題某矦書畫帖
與校齋
題手書養生論後
與保科伯成

與北郷新太郎 戊子正月
題起卿和仲篤自嘲詩後 同
書伯弘適孫為後説後 同
題篋中集後 同二月
跋家園漫吟 同
淮陰出跨下賛 同六月
題粟津慕所摹董玄宰眞迹後
書擔題言 戊子九月
陶枕銘 同十一月
刻 三好老人汝圭墓銘
視如齋記
恩賜五葉松記 代
石經校勘例
游濵松侯青山書院記 甲午十月十四日
書足利學所藏古經目後 同月廿日
熊谷明卿天然研銘
評池内生日光紀程 天保乙未正月廿九日
泥狐後記 二月十三日
三宅氏墓表 代 六月廿日
書陸放翁晨起詩後 閏七月朔

祭全操夫人文 代 閏月八日

佐治家丞刀銘

刻 題和陶公飲酒詩摘録二首後 十二月廿日

書成王冠辞後 丙申三月十一日

刻 與巻大任書 五月

成徳書院上梁文

刻 近江國長濵八幡宮碑 代

栖隠集跋

平野壽海翁墓銘

刻 君太祖道灌公真容積背記

高尾君墓表

岩崎氏墓表記

岩崎媼藏骨記

岩崎媼遺髪藏記

粟津君墓表

圭齋外史賛

答里見純庵書

枕銘跋

書杉原生詩稿後

服紀略

巻下

複 上天山老侯

複 扈従紀略

複 与佐藤一齋

複 上天山老公

刻 題小笠原新眺畐後

複 上述齋林先生

刻 晨園記

複 上天山老侯

刻 故閑宿醫者柳井府君墓碣銘

書浴泉間操冊
書農事直説衿陽雜録後
刻 答山士行
刻 菊洞賦
万靈塔銘 代光澤戒如公
刻 冬夜讀書賦
高井晰齋賛
藤冢晉齋碑陰
与江間君举
刻 山曉閣記

複 獅子爐櫝記
複 与掛川諸友
刻 蕭適樓記
刻 玉川渠七橋觀花後記
与本間玄齡
武田夫人堀氏墓碑銘
稱念寺鐘銘 并序 附跋
故朝散大夫河内守武田公墓碑銘
与江間君举
与長鹽礎卿

祭蘭園大冢亡友文

(複) 送星名士藏序

(刻) 伊豆沿海眞景序

己巳年首試筆

掛川日記

(刻) 天瀑公谷墅賦

(刻) 書楊本走湯山銘鐘後

(複) 櫻花襍吟初集序

含雪公小火籠銘 四章

写生百合花

題熱海畫

櫻花譜後

大學衍義首簡 代含雪公

君亞子字説

生田翁遺像贊

(刻) 賀尼崎城主源公六十初度

(刻) 銃洲楠氏閣記

(複) 楠施字大受記

(複) 復春齋公

(複) 楠河内贊

複 擬送人下第還郷序
上天山公
複 題三十六歌仙畫首
刻 送山邊士行遊京師序
複 上尼崎世子櫻井公書
複 題追蘇遊録後 三篇
換骨志喜

先考妣之墓表

嗚呼先考安厝之地在近江淺井郡髙田村而於武藏荏原郡目黒村長泉院先妣之墓合表之者以其齒骨祔葬於斯之故也先考諱永昶字奎輔號衛園渡邊氏其先武藏守仕居州之箕田孫內舍人綱寄養於叔母家從攝津渡邊因氏焉十四世孫直從宗尊親王於鎌倉親王賜之近江速水莊子孫遂家焉其後十八世有虛庵君諱朗先考其第二子也以天明元年辛丑四月十一日生先妣牛谷氏故幕府臺所人順助女寛政三年辛亥十二月廿七日生文久元年辛酉閏八月十三日歿年七十二有二男曰魯曰璞三女長仲殤季適人先考幼穎悟絶人虛庵君奇之使學于醫乃西游徧從肥筑諸名家而叩其蘊最後來江戸師多紀桂山君既為家曰醫民之司命豈可容易為

哉參衆方而適實用則拘見而就經驗可也膳所城主本多藤
侯辟為侍醫給廿人口米世子嘗嬰疫癘衆醫擬以芒硝之劑
先考獨謂竹葉石膏湯之證矣乃延杉本忠溫診之所見契合
乃進焉果效異時此類尚夥矣輒賚銀錠賞之平生有氣概
不受非理屈嘗薦門人山本純作為同僚或傷以罪先考慎其
冤曰爲事吾責其可黙乎固爭之至是為所誣遂乞骸家居儋
石僅給於是尤眷眷乎鄉里湖山之美時或金哦以託興於年
五十二患痿痺歸志愈切乃輿疾而發以到鄉之十九日終實
天保三年壬辰八月十八日也所著有日本醫史淡海先賢傳
鹽醫須知醫具小志詩文集若干卷所與交一代名家而慊堂
松崎先生最親善故視魯與璞猶子魯始授徒為活後仕紀藩
璞承西條藩山井氏後早在先考之西歸也魯璞髟名辭文能從
先妣留礙臣侍余無幾訃音至竟不果往備纔自給蓋遵
遺命也嗚呼先考之終距今三十七年回想其風祉恍如昨焉
嗟記稠髮厚脣肩背隆起眼精爛然射人音吐諧銚歡酒卜餘
不亂耳終天之憾不可追而老師宿儒逮識先考者凋謝略盡
乃以所聞乎先妣而載諸拙劣之筆而題其墓者抑豈得已乎
哉
明治元年歲次戊辰十月不肖魯謹撰并書

12・24 〈壽製

渡邊
震輔
墓表

△也則余
室養爲
子七年間
童

震兒年十四罹疹疫二日殤實明治元年戊辰四月十九日也
其病革仍朗誦毛詩數章餘音至今在耳洵可傷也所生父曰
山井紐叔璞余弟也母川井氏以安政二年乙卯二月廿二日
生初余弟之殁震也甫毀齒不能承家配女兒以門人菅輔爲
之後震△課略了乃賦詩言志曰乙夜披書用力深神幾一點達
胸襟小窗不恨無人共自有孤蟾照我心噫余日望其長而有成
而不幸先余逝矣使余埋其骨者豈非天耶越三歳庚午八月
乃父魚目表之

文政二年己卯六月十七日没
么蘭女渡邊氏

么蕙女渡邊氏　墓
文政四年辛巳七月十一日没

么蘭君諱亥么蕙君諱貞並大父君之女而於家君爲姊不幸
早世墓初在下谷深雲院中明治九年四月謹奉遺命遷葬
于此

姪傳謹誌　左側面刻

松崎慊堂渡邊樵山先生塋域　巣鴨村廿日里七三四、
淨土宗長泉院後邱

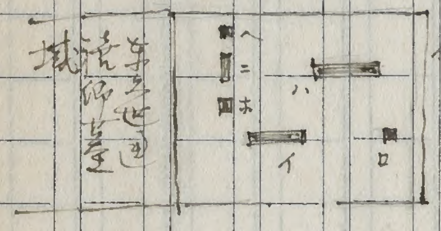

イ、松崎慊堂先生墓　東面
ロ、松崎耆助之墓　〃
ハ、渡邊樵山先生墓　〃
ニ、〃　蘅園先生妣墓　北面
ホ、〃　震輔之墓　〃
ヘ、〃　么蘭么蕙渡邊氏墓　〃

渡邊樵山

名魯、一名正風、字魯輔、
松崎慊堂門、
仕紀侯、
明治六年歿五十三

12・24 へ壽製